

さに環境が著しく違わなければならないから、そのことも、今次官から述べられたように、いろいろな形で政策を進めていただかなければならないと思っております。

しかしながら、畜産については、先輩の議員の皆様がさまざまな制度をつくっていただいております。考え方によっては、園芸作物などとは比較にならないくらいうらやましい各種の事業や制度に守られていると思っております。そうはいっても、先ほどから言いますように、いろいろな環境の変化があって、農家がそれに追いつかない状態もあることも事実であります。特に、国際化の問題や環境対策も、やはり個々の農家ではどうしようもないところまで来ているのではなからうかと思っております。

そこで、新農業基本法の中で、まず、畜産ごとの国内の生産量あるいはまた自給率をどの程度まで引き上げようとしておられるのか、そのところをちょっとお聞きしたいわけでありまして。

○城説明員 お答え申し上げます。
ただいまの御指摘の畜産ごとの自給率の目標でございますが、これにつきましては、先生御承知のように、今回の基本法が成立いたしました後、新たな基本計画を策定する、こういう段取りになっております。この基本計画の中におきまして我が国の食料自給率の目標を掲げるわけでございますが、その過程におきまして、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、さらには牛乳、乳製品につきましても具体的な生産の目標というものを掲げてまいりたい、このように思っております。

したがって、現時点におきまして具体的な目標を掲げられないわけでございますが、先般取りまとめました新たな酪農・乳業対策大綱におきましても、牛乳、乳製品並びに肉用牛を対象といたします新たな酪農及び肉用牛生産の基本方針を策定するに当たっては、可能な限りの国内生産の拡大、これを目標にするというふうに既に定められておりまして、そのような観点に立ちまして今後の作業を進めてまいりたい、このように思っております。

おります。

○園田(修)委員 個々の部分についてはこれからの議論だろうと思っておりますけれども、国内の自給率というものが新しい農業基本法に明確に明示をされるということでありまして、畜産の部類もやはりその点はしっかりと目標というものを設定しなければ、それに近づけて一生懸命努力をするわけでありまして、そのことはやはり大切だと思っておりますから、どうかよろしくお願いいたします。

そこで、これから個々の部類に入りますけれども、豚肉の価格の低迷という形で一つだけお聞きします。平成八年、平成九年度は、狂牛病やO157の食中毒問題、また台湾の口蹄疫の発生などによって高い水準で推移していたわけでありまして、養豚農家としては一息ついたところでありますけれども、最近の豚肉の卸売価格の動向を見てみますと、例年、価格が大きく回復をする十二月、その十二月にも回復が小幅にとどまって、さらに一月も省令規格は平均の約三百八十円と低迷をしておりますけれども、この価格の低迷の原因についてお聞かせいただきたいと思います。

○城説明員 お答え申し上げます。
今先生御指摘のように、豚肉と申しますのは夏場が高くて冬場が安い、基本的にはそういう価格変動を繰り返しておりますが、特に本年につきましては、昨年の十二月、本年一月と、一〇%を超える低落を見ております。

この原因でございますが、輸出国でございます米国、デンマーク等におきまして、数年前から生産過剰状態であり、価格が低迷いたしておるわけでございますが、特に昨年十一月、十二月におきまして、米国におきまして、価格が短期的でございましたが大幅な低落を見ました。この結果といたしまして、我が国への輸出圧力といえます。輸出量がふえまして、これが国内の需給動向に悪影響を与えたもの、このように思っております。ただ、その後の状況を見てまいりますと、本年二月に入りましてからは四百十五円ということ

でかなりの回復を見せておりますし、三月に入りましてはほぼ安定的に推移いたしておるところでございます。

私どももいたしましては、いずれにいたしましても、豚肉の輸入動向等を踏まえながら、国内の卸売価格の動向等につきまして今後とも注視してまいりたい、このように考えております。

○園田(修)委員 今、答弁をいただきました。豚肉の価格というのは、本当に乱高下がすごく激しいんですよ。だから、養豚農家にしても、やはりその部類を計算に入れてやらなきゃならないというところはわかるわけでありまして、政府のさまざまな制度の中で、地域肉豚の発動基準価格というのがありますよね。この価格、今度の答申でも据え置くべきという答申が出ておりますから、この四百円というのはしっかりと守っていただきたいと思っております。

次に、国産の食肉の衛生管理の問題であります。

これは、今いろいろさまざまな議論が行われるダイオキシンの問題、ニュースキャスターが一言言えば大変な被害を与えてしまうというような状況の中で、やはり生産者として、供給側としては衛生管理の面をしっかりとやらなきゃならないと思っておりますけれども、この衛生管理の面についてお伺いしたいわけでありまして、農林省としてはどういった対策を持っておられるのか、お伺いいたします。

○城説明員 お答え申し上げます。
今先生御指摘のように、食肉につきましても、あるいは牛乳、乳製品につきましても、安全な食料を国民に安定的に供給するというのが産業としての農業の基本的責務ではないか、このように考えておりますが、今、食肉につきましては、平成八年にO157事件というのがございまして、これに関連いたしまして、厚生省の方におかれましては畜場法の政省令の改正が行われまして、HACCPの手法を入れた屠畜場の新たな衛生管理基準というのを策定されたわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、このような政省令の改正を踏まえまして、HACCPの導入によりまして食肉の衛生管理の徹底と安全性の確保ということを図りますために、産地食肉センターにつきましてHACCPの手法に対応できるように整備ということを積極的に進めているわけでございますし、また、そこにお勤めいただいております職員の方々等に対しまして、その旨の周知徹底、普及等を現在行っているところでございます。

今後とも、厚生省と十分連携を図りながら、食肉の衛生管理の徹底について万全を期してまいりたい、このように考えております。

○園田(修)委員 私の認識としては、どこの国よりも安全なものを国内ではつくっているという認識なんです。ですから、そのこともしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に、畜産農家が一番関心を持っている環境対策についてお伺いをいたしますけれども、家畜ふん尿の適切な処理という形で、畜産農家にとって環境対策への投資というものが多額の費用がかかっている現実であります。家畜ふん尿処理施設の整備に対しては、農家の負担を軽減するように特別の助成措置を講じることが重要ではないかと思っておりますけれども、このところを少し答弁をしていただきたいと思っております。

○城説明員 お答え申し上げます。
畜産環境問題につきましては、先ほど政務次官からもお答え申し上げましたように、今後の我が国の畜産の持続的発展を図ってまいります上で極めて重要な課題、このように認識いたしております。したがって、従来から、畜産環境問題に適切に対応していただきたために、堆肥センターの整備であるとか、あるいは機械、施設の導入に対しまして補助でありますとか、あるいは個人でおやりいただきます場合には低利融資、さらには二分の一の補助つきリース、こういうさまざまな事業を実施してきたわけでございます。ただ、現在の畜産環境問題、個々の事業、個々

の施設でこれを処理するという問題ではなくて、国、都道府県、市町村、関係団体が一致協力して進めることが重要でないか、このように考えまして、今国会におきまして、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るための法律を新たに提出させていただいたわけでございます。私どもといたしましては、本法案が可能な限り早期に成立いたしまして、これを軸といたしまして、今先生御指摘のような環境問題に対して、畜産農家はもとより、地方自治体も、生産者団体も、国も、みんなが力を合わせてこれを解決するような体制を組み立てていきたい、このように思っております。

また、個別の事業、リース事業等につきまして、現在の問題に対応いたしまして、可能な限りの予算額の確保、拡大を図ってまいりたい、このように考えております。

○園田(修)委員 ちようど地元の県議会も今開かれておりまして、このリース事業について、本年度が四十四件、新年度は既に八十二件の申請があるというところであります。しかしながら、環境問題、しっかりと施設を整えなければいけない、というのはいわゆるリースの形の中で、担保、保証という形でJAが見たりしておりますけれども、利用者の農家は、保証、担保というものが、現実にはそれを超えちゃっているわけですね。ですから、その部類に対してリース保険制度みたいなものをやはり早急にやっていた方がいいと、これもまた、やろうと思ってもできない、できないけれども畜産農家をやめなきゃならないところまで来ているような気がいたしますから、そのこともこれから検討をしていただきたいと思っております。

そして、新規就農者や後継者対策であります。畜産を営もうとすればまた新たな土地を求めなければならぬ、そしてまた、今言った環境対策での投資をしていかなければならないと思うのであります、大変厳しいわけでありまして、そして

また、高齢化やリタイアする農家の畜舎や土地を活用した日本型の経営継承システムというのを確立する必要があるということでありまして、この部類についても農林省はしっかりとしたものを持っておられると思っております。少し聞かせていただきたいと思います。

○城説明員 お答え申し上げます。先生十分御承知のように、畜産につきましましては、資本設備が極めて大きいということでございますので、その有効利用を図ることが私どもの基本的な課題、このように認識いたしております。

残念ながら、さまざまな理由によりまして、畜産経営をおやめになっていかれる方が一定率で出てくるのはやむを得ない面もございますので、先ほど申し上げましたように、極めて資本設備の大きい畜産農家の施設、土地、これが新たに畜産に参入しようという方に円滑に引き継がれていくことを支援するのが私どもの責務ではないか、このように思っております。

具体的には、日本型継承システムと申しておりますが、これは大家畜にしる中小家畜にしる、現在畜産経営をおやめになっている方々につきまして、今後の動向、後継者の有無、後継者のない場合はどの程度まで経営を継続されるか、そういうことを調べまして、他方、酪農等に対しまして新たな新規参入の希望者のリストを別途つくりまして、この二人を、ある意味ではお見合いと言っております。失礼でございますが、半分公のところからそれらの二人を会わせまして、その後段階的に、一気に資金がかかるものでございまして、資産、技術、両面を含めまして段階的な継承を図っていく、そういう観点から現在検討を進めております。

具体的な検討会を現在開催いたしておりますので、できるだけ早期に具体的な仕組み、内容等を決定いたしまして来年度予算に反映させていきたい、このように考えております。

○園田(修)委員 今、こういう時世でありまして、都会から、職場をリストラされたとかそういう

方々が、田舎に行つて畜産をやろうかという形で、真剣に考えておられる方がたくさんおられるわけでありまして。しかしながら、先ほど私が申し上げたとおり、まさに土地問題にしても環境の問題にしても乗り越えなければならぬところがある、きつてもあるものから、それがうまくこの施策によって継承できるような形を早急につくって、充実した施策をつくっていただきたいと思っております。

ちよつと食肉の方で、最後に自分のところのことで申し上げますと、黒豚の表示問題ですね。黒豚は大変人気が出てきて、ここにおられる委員の皆さんもおもしろいと思っておられると思います。特に鹿児島産はおいしいと言われておりますから。しかし、この黒豚の定義がどうもよくわからない。

私は、黒豚というのと、真つ黒な豚が黒豚、その肉が黒豚の肉だろうと思つていたわけでありまして、けれども、その定義をここで改めて、鹿児島ブランド黒豚のあれに際しても、しっかりとした定義をここで教えていただきたいと思っております。

○城説明員 お答え申し上げます。黒豚につきましては、一般にスーパー、小売店等で販売されております黒豚につきましては、現在のとこ、明確な定義がないというのが現状であります。

現在、黒豚と称する豚肉が相当量売られておるといふふうに私も見ておりますが、これにつきましては、一般的には、薩摩黒豚のようなパークシャーの純粋種の肉、真つ黒な黒豚でございまして、パークシャー種の純粋種のもを黒豚というというのが一般的定義ではなからうかと思つております。小売店の販売等におきましては、そのような定義が現在ないということでございます。

したが、消費者の適切な商品選択に資するといった観点から、この黒豚の表示問題につきましては、現状のままでは極めて問題が多いのではないかと思っております。具体的な表示のあり方という

ことについて現在検討を進めておるところでございます。

基本的な考え方といたしましては、純粋種のもを交配させてきたパークシャー種からの肉のみを黒豚というということについては大方の異論はないわけでございますが、パークシャー種の血統が例えば四分の三入っているとか、そういうものにつきまして黒豚というふうには認めないんだけれども、黒豚割合何%という表示を認めるのかどうか、そういう問題で現在検討いたしております。

いずれにいたしましても、明確な方向を定めまして、食肉公正取引協議会の規約の中にこれを入れていただきまして、消費者の方から見ましても、あるいは生産者の方から見ましても問題が生じない、不信が生じないような取り扱いを行いたい、このように考えております。

具体的には、本年夏ごろを目途に具体化した、このように思っております。

○園田(修)委員 それはしっかりと、早くやっていただきたい。

今、隣の先生から、黒豚じゃなくてグレー豚という形で言われましたけれども、まさにグレーじゃだめなんですよ。だから、黒豚だと表示してあれば、それはしっかりとおいしものだ、という認識を皆さんが今持っておられるわけですから、これは黒豚と書いてあるのにまづいなと思われ、これは産地にとつてはたまらないわけであり、それから、どうかよろしく願ひします。

最後に、牛乳、乳製品の価格政策の考え方についてお伺いいたします。

先ほどから申し上げていきますように、新農業基本法あるいは農政改革大綱、いろいろなものが今示されているところでありまして、この主要な改革の方針の中に、乳製品や加工原料乳に係る価格制度については、平成十三年を目途として、市場原理を反映した形で価格が形成される制度に移行するようであります。今回の改革は、価格政策を農林省は放棄したのじゃないかと言われ

ておるわけでありませうけれども、そこをどこまで政務次官から答弁をしていただきたいと思ひます。

○松下政府委員 ただいま国会で新しい農業基本法を審議いたしておりますし、当然、それを受けて、酪農や乳業対策についての新しい取り組みも始めなければいけないという認識でございます。

乳製品とか加工原料乳につきましては、その価格が確かに硬直的、固定的であるというふうに行われてまいりましたし、需要者ニーズに応じた生産、供給が必ずしも行われていないのじゃないかと、今委員が御指摘のとおり、平成十三年度を目途に、市場実勢を反映した形で価格が形成される制度に移行していきたい、このように考えております。

なお、今回の改革に当たりましては、高い関税相当量と国家貿易のもとで、計画生産の推進や必要に応じた調整保管等を実施しておりますし、それらによつて生乳等の需給の安定を図る、これを通じた全体としての価格水準の安定を図っていくというところで、実際の各取引において、市場実勢を反映する観点から価格政策を改革していきたい、このように考えているわけでございます。

したがって、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保して生産者の経営の安定や所得の確保を図る観点から、加工原料乳の生産者に対して所要の措置を講ずるということにしておりますので、価格政策を放棄するというものではない、このように考えております。

○園田(修)委員 今、答弁をいただきました。市場にゆだねるとなれば、なおのこと農水省の指導も必要にならうと思つておりますから、そういう形でやっていたらいい。

しかし、きのう、おとといから、米の関税化の問題、日本で一生懸命やろうと思つても、国際化の中で、どうも日本の農政というのが方向を見失うような形で、本場に、国内法があつて、国内

法なんて外国には通じやしないよという議論もされておられましたけれども、日本の農業を守るために、あるいはまた日本でも、さきの自給率の問題もそうでありませうけれども、しっかりとした農政大綱、日本の農業はこうあるべきだというものをしっかりとつくつていけば、まさに外国からどう言われようとも、日本はこうやっていきますよというのができるのではなからうかと思つていられるところがあります。

市場原理、市場原理と言うわけでありませうけれども、市場原理でいかなければならない、それにはまた関連の対策をこれからしっかりとやっていかなきゃ、畜産農家にしても後継者なんというのは育たない。

実は、きのう酪政連の大会がありまして、その会長、代表者ですか、本当に悲痛な思いで、そのうは大きな大会をされたおられました。まさに、供給側の農家としては、もう一生懸命汗水垂らしてやつていても、何か国際化の中で揺れ動いてどうしようもないというところまで来ているようでありませうから、そのことはしっかりと政策の中で取り組んでやつていただきたいと思つておりますから、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○穂積委員 次に、鉢呂吉雄君。
○鉢呂委員 民主党を代表して、畜産、酪農関係の質疑をさせていただきます。

私自身、民主党の酪農畜産小委員長をさせていただいております。また、この農水委員会は三年連続質問もさせていただいております。そのことも踏まえて質問させていただきまします。また、今園田先生からお話があったとおり、ことしの酪農、畜産関係は、従来と違つていわゆる畜産の大きな岐路に立った状況の中での質疑だということに思つております。それは、政務次官御案内のとおり、新しい基本法を今国会に提出されております。同時に、皆さんがそれに基づく酪農・乳業大綱というものを先般策定されたわけでありませうから、単にこれにだけにかかわらず、将来にわたる

酪農、畜産の大きな道筋を決める、そういうものであろうというふうに考えております。

同時にまた、私も民主党も、三月七日、八日、北海道の釧路、根室、十勝の調査をさせていただきまして、従来にも増して生産者の皆さん、今も園田さんからお話があったとおり、悲痛な思いで自分の酪農業というものを見詰めておられます。一方で乳価が下がりがみまの推移を示しておりますし、また同時に、輸入の乳製品等が多くなつてきておる。また、担い手であります後継者、比較的北海道でも酪農、畜産はいるのでありますけれども、しかし、親として、大変なこの資産も、借金もあるのですけれども、後継させることがいかにどうかというのを親が考えざるを得ないという状況もあるわけでありまして、そういう大変な現実多々あります。皆さんの統計ではだんだん大規模になつておるというふうになされるわけでありませうけれども、中身を見ますと、大規模な農家であっても、これはもう酪農、畜産は莫大な資産を抱えておるのですけれども、やめるといふことが続出しておるわけでありまして、そういう環境下での重要な委員会の審議であらうというふうに思つておるわけでありませう。

きょうは政務次官と審議官に御答弁いただくわけでありまして、ぜひそういう観点から積極的な御答弁をお願いしたいというふうに思つております。

ただ、苦言を呈させていただければ、きょうのこの重要な、国民の代表者たる国会の審議がこういう、資料においても、当初の畜産総会の資料しか出ておられない。もう食肉の答申も終わつた、きょうは乳価の諮問案も出ていますのでありますけれども、私は、個人的には聞かせていただきましたけれども、こういうものを従来は、冒頭きちんとした説明があつた委員会もあつたというふうに記憶しておりますけれども、全くそれらの資料も委員の皆さんに見せられることなく進められておるということは、私は遺憾に思ひますから、こういう

うことがないように、ある資料であればすべての委員の皆さんにお示しするということがあつてしかるべきだと思ひますから、委員長もその点の御配慮もお願いしたいというふうに考える次第でございます。

同時に、私は、一昨年も昨年も当委員会でも善処方を求めて指摘をさせていただいておられますけれども、畜産という、ある面では国民の意見を聞く審議会、その専門の部会長であります食肉、酪農の部会長あるいは部会長代理というものを農水省のOBがどまつてやつておるというのことに對して、本場に中立的な透明性、あるいは客観的な審議を求めて答申を得るというには問題があるのではないかと、このことを指摘させていただきまして、しかし、ことしもそれが全く変わらないというところを、私は大変遺憾に思ひます。

昨年の私の質問に對して、当時の岸本政務次官は前向きにこのように、委員御指摘の面を含めて今後の検討課題とさせていただきますというふうな御答弁を願つておるにもかかわらず、一向にこれが改善をされておらない。何も、人の人格を否定するわけではありませうけれども、皆さんの先輩であります局長や事務次官がその部会長という立場で取りまとめをする、ですから、私に言わせれば、食肉の答申にしても、本場に官僚的な答申しかされておらないのではないかと。文章を見てもそう思つたわけでありまして、まずこの点について、政務次官として、基本的なお考えをいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 行政改革等の中で、審議会のあり方でありませうとか幅広く議論されてきておりますし、そういう議論の中で御指摘をいただいておりますこと、そしてまた改善すべきであるということがありませう、これは当然取り組んでいかなければいけない、そのように考えております。

以上でございます。
○穂積委員 ちよつと待つてください。
政務次官から、配付した資料について簡単に、どういう資料かの説明をしてください。政務次

官。

○城説明員 たいだいの委員長の御指摘でございますが、役所の方からは、本日、特設、資料を配付しております。

○種委員 各委員のお手元に配付されている資料は、農林水産省から委員部の方に届けられた資料を委員部から諸先生、諸委員のところに配付したということでございます。

○録委員

○録委員 いずれにしても、国会の審議というものをきちんと踏まえてやっていただかなければ困るわけでありまして、政務次官、もう少し私のおるわけでありまして、やはりそういうことを踏まえてやってもらなければ困りますし、資料についても、私は隣のものを見ましたけれども、こういう資料ではきちんとした審議は行えないと思いますけれども、それはそれとして、今後改善方をお願いしたいというふうに、お願いすることではないですけれども、指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、先ほど園田さんからも御指摘ございました。今回の新しい基本法と大綱との関係で、いわゆる酪農畜産物の国内自給率との関係でございます。

皆さんがつくった新たな酪農・乳業対策大綱では、可能な限り国内生産を拡大していく。可能な限りというの、新しい基本法では、国内生産を基本としていく、それは維持増進を図っていくんだというふうに補足的に大臣が説明を、新しい基本法、まだここで論議もされておられませんけれども、そういうふうな記者会見あるいは国会の審議等で、一般的な予算委員会、農水委員会御答弁をされております。その意味からいいますと、この表現はいかに、可能な限りという表現では、新しい基本法の趣旨をきちんとして踏まえたものではないのかというふうに思ひますけれども、御答弁を願ひます。

○城説明員 今回の新たな酪農・乳業大綱におき

ましては、今先生御指摘のとおり、国内生産の可能な限りの拡大ということを打ち出してあります。

これは、字面でそういうことを申し上げているわけではなくて、私どもは、これを受けまして、各地域別の乳用牛あるいは肉用牛頭数の目標なり生乳生産の目標なりを、今後、基本法に基づき基本計画とあわせて酪肉基本方針を新たに策定いたしまして、そこで設定いたしますが、その中で、まさに我が国の現在置かれている状況十分踏まえて、もちろん、先生のおっしゃいますようなさまざまな難しい課題もございまして、その課題の解決がいつの時点にはこまではあるんじゃないか、そういうことで、目標数字とすることを全国別、地域別に示していきたい、このように思っております。

○録委員 酪農畜産物なり肉用牛の近代化計画はこれまででもつくられてきていました。しかし、皆さんも御案内のとおり、この酪農、畜産関係、例えば生乳についても、自給率は、昭和四十年と比較しても、平成九年は八六%から七一%、この自給率自体が絶対値で一五%減っておりますのであります、これは重量ベースでありますけれども、カロリーベースでいけば六三%から三一%と、半分になっております。過言でないわけでありま

す。そういう困難な中で、従来と同じ長期計画をつくったのでは、まさにこれは自給率を上げるといふことにはなっていないかという、その基本的なこれまでの過去の経緯と、今後どういうふうなやっていくかという、その決意がこの大綱にはないのではないかというふうに思わざるを得ないわけでありま

す。自給率を向上させるには何が一番大事か、この点について、私はそんなにけんか腰ではないんですけれども、皆さんの思いを語っていただければと思ひます。

○松下政府委員 録委員が日ごろから畜産、酪農に取り組んでおられる姿勢、私もよく承知して

おりますし、一緒に仕事をしていく仲間だという気持ちを持ってあります。

確かに、現在、百三万トンの国内需要がございまして、豚でも百四十五万トンの需要がございまして、牛の場合ですと、百三万トンのうち国内が三十七万トン、約四割、あとは外国、こういう実態でございまして、豚につきましても、百四十五万トンのうち国内が九十万トン、あと残りの五十五万トンが外国、こういう状況になっております。

新農業基本法の中で、国内生産を基本とするというのをうたい上げました。これはすべてのものに当てはまると考えておりますし、特に畜産、酪農、牛、豚、この問題につきましては、単なる価格の問題を中心にして議論してきた政策から、今回はそれを強く継続、持続するために何が必要かというのを分析して、やはり今抱えている大きな課題、環境の問題でありますとか労働過重の問題、あるいは負債の問題でありますとか労働過重の問題、二十四時間一年間、のべつ幕なしに働かされる、そういう状態を少しでも改善して、やはりきちんとした足腰の強い畜産、酪農にしていかなければいけない、そういう政策の補強が極めて大事だ、こう思っております。

そういう問題をきちんと整理しながら、持続的に、そして自給率を高めていくための畜産、酪農に励んでいきたい、こういう強い気持ちを持ってあります。

○録委員 国内対策は、今政務次官言われたように大変大切だと思ひます。

また一方、私は、それ以上に大事なものは、この時点で、いわゆる国際化、農産物の貿易自由化という方向に対してどういう対応をするかということだと思ひます。この点でも、皆さんの、例えば今回の局長の畜産報告なり大綱ではこのように述べております。「国際化の更なる進展に適切に対応し」という表現で、これは国内対策を行う場合に、こういう国際化の状況を言っておるんだと思ひますけれども、この国際化、いわゆる畜

産酪農製品の国際化、輸入増に対してどういう考えでいくかということについては、この大綱等には述べられておらないのであります。

私は、この点も、政務次官も御案内のとおり、今日これまでの自給率の低下は、一方で、国内生産体制のいろいろな面があったと思ひますけれども、自由化、関税化、関税の引き下げというものの流れが大変急激で、そのことが輸入乳製品等の乳畜産物を急激に積み上げてきたということが一方ではあったのではないかと思ひます。今日、二〇〇〇年から始まりますWTOの次期交渉に対して、どういう観点でこの畜産物に対して臨むのか、この基本的な考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○城説明員 牛乳、乳製品について見ますと、現在の不足払い法ができませんと現時点におきましては、生産量二・六倍ということで大幅な生産の増大を見たわけでございまして、今先生御指摘のように、チーズ等を中心とした輸入の増大の中におきまして、残念ながら、自給率自体は七一%まで低下しているというのが現在の状況でございます。

今後の国際問題に対する対応でございますが、私も、次期ラウンドが明年度から具体化する、本年末にも何らかの具体的な動きが始まるであろう、このように予測いたしております。次期ラウンドに対しましては、我が国の畜産、酪農が今後とも安定的に持続的に発展できるような立場から、カレントアクセスの問題であるとか種々の問題に対応していきたい、このように思っております。

なお、御承知のように、次期交渉に臨むに当たりますと、本年一月に、政府、与党、農林漁業関係団体から成ります三者会議というのを立ち上げたところございまして、こういう場におきまして、今後の次期交渉における我が国の基本的対応方針を具体的に策定していくことになるのではないかと、このように思っております。

○鉢呂委員　まず、その三者会議はこの前も私は指摘したので、審議官、余り言わない方がいいと思います。

そこで、現在のカレントアクセス量十三万七千トンという、生乳換算ですね。それから、これは乳製品について言っているわけですが、乳製品についても、同様に、関税相当量というのを高いところで張ってあります。ですから、まず第一に、カレントアクセス量というのをきちんと次期交渉でも守るんをセス量というのをきちんと次期交渉でも守るんを

たこれは大臣。政務次官に聞いた方がいゝんですけれども、事務当局は最大の努力をするというところまでしか言いませんから、やはり大臣として、もう政務次官は大臣ですから、今度、これから大臣と呼びますから、大臣として、このカレントアクセス量は一歩たりとも引かないんだ、十三万七千トンというのはこれ以上多くしないんだ、その決意。

それから関税相当量も、今国内との格差を考えれば一・六倍ぐらいになっているんです。この六

割というものがどんどん減つてくれば当然輸入も急増することが目に見えておりますから、この今の関税相当量というものをこれ以上下げないんだということを政府当局者として——今思い出しましたけれども、松下大臣は、当時野党でありまし

たけれども、体を張って、座り込みをやつて、あるいは自民党の議員立法として、私は中川農水大臣にも質問したかったですけれども、輸入が急増したときには実質入ってこない関税を倍増する法案を国会にも提出したわけでありますから、そ

のぐらゐの気迫のある政務次官でありますから、ぜひそのことについては、ここでその決意を表明していただきたい、このように思います。

○松下政府委員　政治家として何を守らなけりやいけないか、何を日本の農民のためにしなげやいけないか、これは間違ひなくきちつとした認識を持つておりますし、守るべきもの、これはきちつと全力を挙げてやつていきたい、こう考えております。政務次官としても、当然それを、政治家として一体ですからやつていきたい、そう思つてい

ます

○録呂委員 私に君ついでしか呼ばれない身ですけれども、これは大臣として、きちつとした決意、もう少し具体的にあなたの言葉で言ってもらわなかったら、私の言葉を敷衍して、そういう形でやっていますというような表現でなくて、このカレントアクセス量と関税相当量については現行をきちんと守りますということについて御答弁願いたいと思います。

○松下政府委員 守るべく全力を尽くします
○鉢呂委員 交渉事でありますから、全力を尽く

も、それぐらい、これがさらに下がるようなことがあれば大変な事態が起きるということでありまして、もう一つの牛肉、あるいは豚肉もそうでありますけれども、牛肉はもう、関税の引き下げはどんどん今回のウルグアイ・ラウンドでもなっ

おりまして、それによって輸入量がふえておることとは、もう大臣御案内のとおりであります。

これは、いわゆるWTOの農業協定の二十条で、さらに改革の継続は進めていくのだ。改革の継続ということは、関税率ですとか国内の助成ですとか、そういう保護の規定をまだ削減する方向で、その方向の中で次のラウンドというものがある。

るのだということをWTOは示しておるわけでありますから、その枠組みを変えることは困難であるという中川農水大臣の答弁もありましたけれども、いずれにしても、その実質を、条約の変更というのは難しいかもわかりませんが、現行

以上の輸入増大につながるような国境措置ということはあり得ないのだ。特に牛肉とかそういうものはもう大変な影響になるわけでありますから、その点についても政務次官の御答弁を願いたいと思います。牛肉、豚肉について。

○松下政府委員　改革過程の継続という流れの中で臨んでいくわけですが、当然、我が国の農業そして農業者を守っていく、そして足腰の強い農業をしくための政策を補強していくということで、全力を尽くしてやっていくということでご

死す。

○録員委員 同時に、乳製品の関係でいきますと、これはちょっと専門的なあれでありますから審議官に答えていただいてもいいのですけれども、擬装乳製品が、擬装乳製品というのは言葉は悪いのですけれども、バターですとか脱粉、特に脱粉なんかはそういうことが、塩とか砂糖を混合して、いわゆる貿易品目としては自由に入ってくるという擬装乳製品が大変多いわけでありまし

て、国内の消費量が一千二百万トン程度、いわゆる生乳換算であつても四百万トン以上がそういう

特に、最近問題になってきていますのは、ハイファットチーズ、これはチーズという名称がついていますが、高脂肪ということでほとんどパターの役割で使われている。これがどんどん、生乳換算で十万吨くらいになってきておる。こ

のことで極めて、国内のバターが余ってくる。大臣御案内のとおり、バターと脱粉が同時に生乳か

らつくられますから、これが消費が跋行性という形で違いがあれば、バッテリーがどんどん積み上がってくるという状態。これは何も国内のバッテリーの消費がどんどん落ちているのではなくて、そういう擬装乳製品が入ってきておるということに起因し

○城説明員 ただいま先生の御指摘のハイファアツ
ておるわけでありまして、このハイファアツトチー
ズについての規制なり指導なり、そういうものにつ
いてきちんとしていただきたい。御答弁願いま
す。

トチーズ、極めて脂肪分の高い、五〇％を超えるフレッシュチーズの一種であります。このハイファットチーズにつきましては、近年輸入量が増大いたしてまいりまして、私ども、通関統計からは必ずしもハイファットチーズだけの数字は把握できないわけでございますが、さまざまな情報を総合いたしましたところ、一万三千トン程度入ってきておるのではないか、このように把握いたしております。なお、昨年の状況等を見ますと、現在、輸入自体は一時の増加傾向から横ばいに転じ

ておる、このように聞いております。

このハイファットチーズにつきましては、現在のコーデックスのチーズの国際定義に合致しているチーズである旨の輸出国からの証明書が添付されてきておりまして、したがって、そのようなチーズの一種を、輸入にストップをかける、あるいは禁止するということは国際的に見て極めて困難なのではないか、このように考えております。ただ、今後とも、ハイファットチーズの使い道

具体的な価格動向、輸入動向等々につきまして、私どもとしても十分注視いたしていきたい、この

ように考えておきます。

○鉢呂委員　乳価にかかわる価格支持政策の考え方に移らせていただきます。

まず、この大綱では、取引については市場実勢を反映する形をとりたい。同時に、酪農経営の安定対策として、この市場実勢を反映させた加工原

料乳価格では生産者の再生産を確保し得る水準は困難であるという農水省の認識に立って、加工原

料乳地域における再生産を確保し、生産者の経営の安定及び所得の確保を図る観点から所要の措置を図るというふうに述べております。

そこで、従来のいわゆる不足払いの制度と今回の、新たな経営安定措置のイメージというふうに

大綱は言っておるわけでありますけれども、どこが同じでどこが異なるのか。また、これ自体は不足払い制というふうにとつていいのか。最初の段階ですね、異常に価格が下がる部分はちよつと後で質問します。

○城説明員　現在の加工原料乳暫定措置法で行われておりますいわゆる不足払い制度と今回私どもの考えております制度との相違点でございますが、まず、加工原料乳地域におきましては、生産者が価格面等において不利な条件に置かれる。その不利な条件を補正するための一定の金額を政府が直接支払いを行う。そういう意味におきましては、全く同様の考え方で行っております。同様の取り扱いというふうに考えてもらって結構であります。

ただ、現在の不足払い法におきましては、原料である加工原料乳の取引価格につきまして、政府が基準価格を定めまして、その価格自体で動いている。また、それからつくられた乳製品につきましても、政府が安定指標価格を定めまして、極めて固定的に推移している。それが、今回の私どもの考えといたしましては、その二つとも、市場実勢を反映して、別の言葉で申し上げれば消費者ニーズなり実需者ニーズを反映して価格が形成されることとしたい。その面が最大の相違点、変わっている点だ、このように理解しております。

○録呂委員 実勢の取引が変わるということに基づく制度だということだと思えますけれども、同時に、この大綱では、一定期間における生産者の経営判断等の目安となる手法を、いわゆる先ほど言った再生産を確保するための所要の措置というものにとりたたいという言葉で言っておるわけでありまうけれども、これは具体的にどういうことをイメージしておるのか。まだ確定はしていないのかもわかりませんが、お答え願えればと思います。

○城説明員 お答え申し上げます。

新たな酪農・乳業対策につきまして、これを取りまとめるに際しまして、この新たな措置ということにつきましても極めて種々の議論があつたわけでございます。特に生産者サイドの方々からは、毎年毎年価格が変動していくようでは自分たちの経営の将来展望が立てられない、もう少し経営の将来展望が、あるいは一定期間の経営の目安となり、それを目標とするようなものが設定できないか、そのような御宿題を賜つてきたわけでございます。

したがいまして、今先生御指摘のように、今すぐ具体的にどう考へているのだと言われると極めて答えにくいわけですが、そのような問題意識の中におきまして、酪農経営の方々、一年ではなくて複数年にわたりまして自分たちの経営の目標あるいは経営の目安、そういうものとして活用できるような単価の設定ということができな

いものかというふうに考へておりまして、それを具体的にイメージいたしまして、今後、四月以降関係者の方々にもお集まりいただきまして、種々検討を行つていきたい。まさにお知恵をおかりいたしまして、そのような農家の方々の声にこたえられるような仕組みをつくり得ないか、このように考へていところでございます。

○録呂委員 そういふ検討の場をつくつて行つたいうことを書いていますから、ぜひ、関係者というのはいくら偏らないで、幅広く、三者会議などということを言わないで、きちんとしていただければというふうに思ひますし、このこと自体は、加工原料乳暫定措置法の法改正なり新しい法律を必要とするというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○城説明員 算定方式自体がさまざま法律に基づくかどうかということがございますが、先ほど来申し上げておりますような、加工原料乳並びに乳製品の価格を市場を反映させて形成させていたたく、その中におきまして必要なお金を政府が直接支払いするというところでございますので、現行の不足払い法の改正、場合によっては新たな法律の制定ということをお願いせざるを得ない、このように考へております。

○録呂委員 その後、あわせて、加工原料乳の価格の過渡期的変動の影響を緩和するための生産者の自主的な取り組みを前提とした措置について、その必要性も含めて検討をしたいというふうに述べておりまして、いわゆる先ほど言つた一連の再生産保障のための直接支払いとは別に、過渡的な価格変動に対応した安定化対策を必要かどうかも含めて検討するということよろしいですね。

○城説明員 ただいま先生御指摘のとおりでございます。私ども、新たな制度につきましては、大綱にも明示いたしておりますように、一定の単価、再生産を確保する上で必要と思われる単価を農業者の方々に直接支払ひする、そのような考えに立っております。その場合、当初想定されましたものと異なりまして大幅に価格が低下するとい

う事態が、私ども事務局といたしましてはほぼ起こり得ないのではないかと認めていたこと、起ります。需給実勢を反映するということ意味におきまして、そのような事態も起こり得るといふ御懸念は当然生ずるわけでございます。そういう御懸念も踏まえまして、先ほど申し上げました制度とは別個に、価格が異常に低落了した場合の措置が、それも必要なのか、要るとした場合においてはどのような仕組みで講じた方がいいのかということを検討させていただくということで、まさに先生御指摘のとおりでございます。

○録呂委員 市場実勢の方に移りますけれども、今審議官が言われましたように、乱高下はないというふうな見通しを言つたわけでありまうけれども、私は必ずしもそれは言えない要素も出てくるのではないかと。もう皆さん御案内のとおり、飲用乳と加工原料乳との関係が必ずつきまといまう。飲用乳が季節的な変動が大きいということはおもひながら、飲用乳が安定であるという状況、また、バターというのには貯蔵性がきくということでもなかなか調整するのがうまくいかない。

一方では、皆さんは全国的な需給調整機能を働かすということ、これが前提だといふふうには言っておりますけれども、市場価格は自由にする、そして需給は計画的なものにするといふことは、米の場合に見られますように二律背反的なことがあつたわけでありまして、そこがうまくいかなければ、これはもう大暴落することもあり得ると思ひます。ですから、全国的な需給調整が自由化という中でどのぐらい権限を発揮できるのかというところもあるわけでありまして、また、今度は乳業メーカーと指定団体との相対取引に移るわけでありまうけれども、そここの力の関係も、飲用乳のような形でいいますと、必ずしも早期に価格設定ができない、いつまでもずるずるいくというふうなこともないか。

ですから、いろいろ今農水省が見通しておるようにはいかない場合も私はあり得ると思ひますね。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○城説明員 先ほども申し上げましたように、私どもは、今回の制度の前提といたしまして、引き続き適切な環境措置を確保する、具体的に申し上げれば、いわゆるTBEの水準を酪農生産に必要な水準に設定するということを基本的に前提といたし、また、先生も御案内のように、昭和五十四年以降計画生産が行われてきておりまして、それ以前と比べますと、乳製品の価格の乱高下というのはほとんど起きておらないわけでございます。そういう二つの、国内外の問題を一定の環境措置で遮断し、国内においては生産者の方々に用途別計画生産を適切に実施していただく、そういう面におきまして、大きな需給変動はないのではないかと。

ただし、具体的な問題といたしまして、ごく短期的な価格の変動、暴落といふことは起こり得ないといふことは断言できないわけでございます。そういう場合にはおきましては、現在も実施いたしておりますが、調整保管等を行ひまして、一定量の乳製品を市場から一たん隔離する、そういう方法もあわせ行ふことによりまして、ごく短期的にはともかく、長期的な価格低迷という事態は起こらないのではなからうか、このように推測いたしておるところでございます。

○録呂委員 市場にも介入する、調整保管のような形もとるといふことでありますけれども、もちろん、それはある面では一定の効果をあらわすと思ひます。同時に、私はこれは提案なんですけれども、乳業メーカーといふゆる指定団体との基準取引価格についても、今度は基準取引価格とは言わないで、全く市場というか相対取引になるのですね。それ以上下がつたら市場に介入するとか、そういうルールをつくつておかなければ、なかなかこれは、その季節によるものかもしれないけれども、予想以上の暴落をするというふうなことが発生するのではないかと思ひますから、もちろん、急激な乱高下に対する価格の補てん措置を別途とる、検

討するということでありませうけれども、そういうことが私は必要ではないかと。

ですから、米のように、ああいう形の基金制度があればいいというだけではいけない難しい面があると思ひますけれども、その価格帯の設定についてはどうでしょうか。

○城説明員 商品の取引に際しまして一定の取引価格の目安となる価格あるいは価格帯を設けるといふのは、一つの御提案であらうか、このように考えております。

ただ、私も、今回の考え方といたしましては、安定指標価格として極めて固定的なところに市場実勢を反映させまして、相対取引によりまして価格を形成していただきたい、このような制度改正を考へておるところでございます。先ほど米の繰り返しになりますが、現在のさまざまな国境措置の問題、あるいは計画生産の問題、さらには、先生御案内の一元集荷、多元販売という制度を私どもは今後とも残していきたい、このように考へておりますし、さらには、内地の飲用地帯につきましては、指定生乳生産者団体のブロック化ということを強力に推進していきたい、このように考へておりますので、特に安定価格帯を設けなければ価格の安定が図れないこともないのではないかと、それは必ずしも必要ではないのではないかと、このように考へております。

○録呂委員 それと同時に、大綱でも述べておりますけれども、次期WTO交渉では、AMSの削減、いわゆる国内助成策の削減というものが一層求められる方向だ、私は、これはそうなる可能性が強いというふうに思ひます。アメリカ等はもうそういうものを廃止して国際交渉に臨んでくるといふのが目に見えていますから、そういう意味では、今お述べになった農水省の構想は、いわゆるWTOの黄色の政策であつて、必ずしも今後ともこれがきちんとした形で残される保証はないのではないかと思ひます。

したがって、これは民主党の考えでもありませうけれども、いわゆる農業、酪農、畜産の公益的

な、多面的な機能に着目をして、いわゆる緑の政策にきちんと方向転換をしておくということも、政務次官、これは大切なことでありまして、二

○%削減してきたからいいんだということではないかな面もあり得るのではないかと、いうふうに思ひますから、これは国民の合意、あるいは、生産者がいつまでも乳価乳価という考えから脱却をしなければならぬという難しい問題はありますけれども、これはきちんと皆さんに納得をさせていただくということを通じて緑の政策にきちんと転換をする、これは早目に決断をする。そんな一カ月

もない段階で米の関税化の変更をするというようなことがないように、これは大臣そういうことな

んです、私も、私も何も委員会をむげにとめたわけではありませうから、そういう形で早目の結論を出していただきたい、こういうふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○松下政府委員 我が国の農業基本法を約四十年ぶりに大きくつくりかえる作業をして、今国会に提出しております。そのことも、やはり日本の農業をきちんとした背骨を通した上で、世界の農業ときちんと調つていこうというその背骨の出発点であると認識をしております。ヨーロッパにおいても共通農業政策を大きく変えながら新しい戦略を描こうとしておりますし、アメリカ、ニュージーランドを初めとしたケアンズ、グルー

プもそれなりに腕をぶつけて新しい国際戦略を練り上げようとしておりますから、我々もしっかりと腹を固めて、国民合意のもとで進めていかにやいかぬ、これは当然のことだと思つております。

○録呂委員 その決意はよくわかりました。同時に、今の緑の政策への転換について、それは城審議官の方から。

○城説明員 お答えいたします。基本的考えは今松下政務次官から答弁いたしましたとおりでございますが、私も現在検討いたしております平成十三年度から実施いたします新たな経営安定措置につきまして、具体的内容はこれから検討するわけでございますので、それがいわゆる

黄色なのか緑なのかということにつきましては最終的なでき上がりぐあいにもよろうか、このように考へております。

ただ、今回検討いたします政策が仮に黄色のものであるとしても、黄色の政策というのは、現行WTO上においては、存続を許されないものではなくて、削減を求められるものであるというふう

に考へております。

他方、今回の新たな酪農・乳業対策でお願いいたしました乳製品の価格支持制度の廃止につきましては、これをもちまして、私どものいわゆるAMS計算の相当量は計算外として算定し得るものではないか、このような考え方を現在有しております。

○録呂委員 今の大綱に基づく具体的なことについて、ちょっとあいまいな審議官の御答弁でしたけれども、今考へていらっしゃる再生産を保障する価格支持あるいはこの極端な価格の下げにおける経営安定対策というのはいわゆる黄色の政策になるのではないですか。

○城説明員 現在、牛乳、乳製品のAMSは約一千五百億円でございますが、このうち乳製品の価格支持分が約一千億円でございます。これにつきましてはAMSの算定から除外する、今回の改正が通れば除外するという方向で理解しております。

ただし、今回私も考へております制度、経営安定措置につきましては、現在のWTO上の定義から見ますれば黄色に該当するものではないか、このように考へております。(録呂委員「該当するということですか」と呼ぶ)黄色に該当するものであらうと考へております。

○録呂委員 それは、現行では削減をクリアするとかということはいくつかありますけれども、いつまでも、先ほど言いましたように、世界の大勢が黄色というものを許さないということになってから慌てふためいても、私は、いろいろ国内の納得し得る環境をつくるということも大変な問題でありますから、そういう意味では、そういうところについては緑の政策といひますか世界の潮流に

沿つてやるということがある面では大切ではないか、そういうときの国際交渉に当たつても強い立場で日本は臨めるのではないかと、いうふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○城説明員 次期交渉につきましては、現時点に内容のものになるか等につきましては、現時点において即断することは極めて難しいわけございまして、私どももいたしましては、先ほど先生から御指摘もございましたが、現行協定の第二十条に基づきまして、交渉の継続ということが一つの前提となつて動きつつあるというふうに理解いたしております。そういう状況の中におきまして、具体的に我が国の立場を次期交渉においていかに反映させるか、いかに理解を求めるかというのが今後の課題だと思つております。

それで、個々の政策につきましては、そういう国際的な問題とともに、我が国の国内の生産者が安心して安定的に生産を継続できる、そういう観点から必要な措置というのはいかにそれが黄色であつたとしても実施せざるを得ない、このように思つております。したがって、先生御指摘のお話は十分理解するところでございますが、仮に黄色であつても必要な施策は実施していく。

ただし、その総計、現行の仕組みでいけばAMS総計の問題がございまして、その問題につきまして今回においてはかなりの改善を図り得るのではないかと、このように理解しております。

○録呂委員 いずれにしても、世界の流れと日本の国内政策というものが乖離しないように十分見きわめて国内政策もつていただきたいというふうに思ひます。

そこで、これは大臣にお聞きをしたいんですけども、新しい基本法は食料・農業・農村という形をとりました。食料という概念を大きく取り入れた形になっております。具体的には、基本法の第十六条で「食料消費に関する施策の充実」という項目を設けまして、健全な食生活に関する指針の策定を行う、これは旧来も行つてはきておるん

ですけれども、

そこで、大臣も御案内のとおり、日本は自給率
がもう四割ということで、食生活のパラエティ
を謳歌しておりますけれども、そんなにきちつと
した基盤に基づいて食の生活を行っておらないと
いうことは現実だと思ひます。

一方、畜産局の大綱や畜産局長の畜産における
報告を見ますと、食生活の多様化、高度化がされ
てきておる、それが畜産物の消費の増加と結びつ
いておるという言い方をしています。

ある識者によりますと、この答申、これは基本
問題調査会の答申、日本の食生活は高度化してお
るという見方は誤つておるのではないか、高度化
とは何ぞや、皆さんの法律でいけば、健全な食生
活ということからいけば、むしろ不健全な食生活
になっておるのではないか。

例えば、日本の栄養バランスで平均的な日本人
の脂質摂取量、要するにバター等の脂質の摂取量
はもう過多になってきておる、とり過ぎの状態に
なつてきておるということが言われてきておるわ
けであります。これは、私は何も畜産の振興を図
るなどということをおるわけではありません
けれども、望ましい日本人の、日本型の食生活と
いうことがあるのではないかと思ひます。

そういう面で、新たな基本法が食料というもの
についてうたつただけに、畜産物の消費との関係
でどのように大臣がお考えになるか、この辺を聞
かせていただきたい。

○松下政府委員 大変難しいことに挑戦しようと
しております。これは委員も御承知のことだと思
ひます。一たん一つの生活になれますと、そこか
ら新しいものに転換をしていくということは大変
な努力が必要と思ひます。日本型の健康な食生活
というのは、これは私がいろいろな議論の中で一
番主張してきたところでございます、その面では
委員の御主張と一致するところがたくさんありま
すけれども。

一日二千六百カロリーですか、調査によります
とそれだけの食料が皿の上に載る。食べるのは二
千カロリーだ。そうすると、六百カロリーはどこ

かに皿から消えて処分されている。多様な食生活
というのはそういうものだらうか。皿の上になら
ないものが載る。しかし、そこに載っているもの
は、四一％が我が方の自給で、あとは海外に依
存している。確かに多様であるけれども、それが
日本型の本當の食生活、健康な食生活であるので
あるか。しかも、二十四時間いろいろな場所
で食糧が供給されている。

そういうことからどうやってきちんとした健康
な食生活というものを取り戻していくか、そして
食料の自給率を一方では上げていかなければいけ
ないか、こういう問題もありませんから、これはや
はり我々も目標として掲げておりますけれども、
大変難しい問題であるということはいささか
我々もわかつておりますが、そこをどうやって克
服していくか。これはやはりみんな知恵を出し
てやっていかなければいけませんというふうに考
えております。ぜひ委員の御意見もございましたら
伺いたい、そう思つておるところでございます。

○鉢呂委員 日本型の健全な食生活というものに
ついて、もっと政府としてメッセージを国民に出
すということも必要だろ。また、日本の伝統的
な食生活、そういうものについてもっと積極的
に、その中で畜産というものについてどういう位
置づけにしていけるか。あるいは、今でも相当の
輸入量ですから、畜産はもう、例えば牛肉は五割
以上を外国に頼つておるわけでありませう。し
かも、同時に、動物、家畜に食わせるえさは海外
に依存しておる。

一方ではまた、皆さんは自然循環型の農業生産
方式を、そして持続的な生産方式をとうとうとい
うことからはいきますと、外国からそういう農産物と
いいますか、えさの原料を持ってきたという
この状態を見直す必要があるのではないかと思ひ
ますから、その努力をやはり最大限やっていた
だきたいし、また、畜産局には、それだけの方向
転換の考えはまだ入つておらないのではないか。
先ほど言つた畜産局長の報告やこの大綱を見て
も、まだ高度化、多様化というだけでとらえてお

るということを、警告といひますか指摘をしてお
きたいと考へておるところでございます。

そこで、北海道でさえ畜産物のふん尿処理が大
変大きな課題になってきておまして、また、酪
農経営の大きな経営的なマイナス要素になってき
ておる。猶予されない状況になっておますとい
うことで、農水省でも、家畜排せつ物にかかわる法
案を今回新立法というところで提出しておるこ
ろであります。

中身を見ますと、そういう家畜ふん尿の管理の
適正化を図るための規制強化ということはいく
かります。しかしながら、これをきちんと進めて
いくための、利用を促進するための施策が、金融
支援と税制支援だけを法律はうたつておるわけ
でありまして、そこところは甚だ法律的には弱い
のではないか。

また、その法の審議になりましたら質問した
と思つておりますけれども、まさに酪農経営体
の努力だけに押しとどめることができないような
状態になつてきておるのではないかと思ひます。か
ら、ぜひその処理に当たつては、広域的な流通シ
ステムの確立ですとか、余剰ふん尿を処理して地
域全体あるいは広域的に使うというようなこと
について大胆な施策をしていただきたい。五年間
この不適切な管理の解消をするというこをう
たつておるわけでありませう。

例えば、平成十年では、この関係で畜産関係八
十一億四千万の予算を投入しておりますけれども
も、全国的な希望は三百億あるというふうにな
れております。これに対応するには、今回の関連
対策でも相当の拡充強化をぜひ図つていただきた
い。

時間がありますので、もう一つ一緒にやらせ
ていただきますけれども、同時に、農水省もさ
ざまな畜産、酪農の関連対策を打ち出して、政治
主導とはいひながら、本當に事務的には大変な状
態が続いておるのではないかと思ひます。同時に
また、それが中央の強制的な施策といひますか、
ある面では、地方はそれぞれの特色ある施策を実

行しなければならぬ時点に来ておるといふこと
で、この畜産、酪農に関して、政務次官、もつと
地方の自主性を生かすような制度の改革について
大胆に踏み込む時点に来ておるのではないか。

一方では、今地方分権の推進法にかかわるさ
まざまな、四百七十本の法律を出すという段階で
ありますから、特に畜産、酪農については、本
当に農水省は、優秀な頭脳がまぢました事業一
つにかかり切つておる、もつと大きな視
点で日本の畜産行政についてデッサンを描いて
やつていくという方向にならなければ、日本の農
水省は死んでしまうというふうに私は思ひます
ので、そういう面では、地方分権型の統合的な畜
産、酪農の事業というものに大転換していただきた
い。この検討をぜひ松下政務次官にお願いいた
したい。

この二点について、お答え願ひたいと思ひま
す。

○松下政府委員 この狭い国土を最大限に生かし
て、そして畜産、酪農を繁栄させていくという大
変難しいことに挑戦しているわけですから、環境
問題、ふん尿処理の問題一つとりまして、ま
しろいろいろ試みをして地域に語りかけてまいり
ましたけれども、やはりこの問題一つとっても、地
域の協力なしに、地方の人たちの協力なしにこの
ふん尿処理の問題は解決できない、そう考へてお
りますし、そういう面では、地方の意見をしっか
りと取り入れてやっていくというのは当然のこと
だと考へております。

あとの問題については、基本的にはそういうこ
とでやっていきたいと思ひますので、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

○鉢呂委員 もう時間がありますので、本年度
の乳価関係でありますけれども、この問題は私も
三年越しで、家族労働の男女格差の是正の問題に
ついて指摘をさせていただきました。
前の岸本農水政務次官が大変な御英断をしてい
ただいて、また、今自民党の畜産、酪農の委員長
をされておるといふ形で、生産費調査においては

男女込みの単価で算出をするという方向転換をしていただいたことに、感謝申し上げます。

ただ、これは第一歩でありまして、本来は男女の賃金格差というのは労働基準法第四条で否定をされておるわけでありまして。一〇〇対五五というような男女の格差というのは大変大きいものがございますから、乳価の評価がえに当たっては男子労賃で算定できるように、もう一段踏み込んだ改善方をぜひお願いしたいというふうに思っています。これは要望しておきますから。

それから、国産粗飼料増産緊急対策事業というのが去年創設されました。飼料作物の作付地を拡大した場合に国が助成をするということでありました。

これも、当初と相反して、農家の皆さんの取り組みが大きかったということで、予算が極めて少ない状態でございました。ことしはそういうことがないように、去年は三分の一程度の予算しか計上されなかったということで、満度に十億以上計上されるようにぜひ農水省当局の配慮をお願いしたいと思っています。

同時に、今回いわゆる横積み二円問題について、横積み特別対策というように、平成十一年度はWTOの緑の政策に合ったような形にしていくということでございます。ぜひこのことについては、私どもも、最初の年でありまして、一つは、段階的にその定着を図るようにしていただきたい。二つ目は、これが恒久対策として、緑の政策として定着をさせていただきたい。

また、その中身については、客観的な要件、例えば飼料畑の単位収量、単収もその地域によって相当の違いがございますから、そういうものが生かされるように、客観的な要件に基づいてこの制度を創設していただきたい。今お聞きをしております、そのランクごとの格差は大きいものがあるというふうに聞いております。北海道でも、私のような割と温暖な地域は、十アール当たり収量が、牧草もルーサーンとかそういう高収量の品種

でありますけれども、十アール当たり十トンもとれるものを作付しているわけでありまして、これを単に面積だけでランクづけをするというのには無理があると思っております。そのことも踏まえた制度を定着していただきたい。これについては御答弁を願います。

○城説明員 いわゆる横積み二円の問題につきましては、今種々御意見を賜ったわけでございますが、私どももいたしましては、この問題につきましては、基本的に、飼料基盤に立脚した酪農経営を育成する、環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する、こういう観点から新たな対策に転換させたい、このように考えております。

この場合につきまして、でき得る限りさまざまな要素を考慮することは当然でございますが、他方、余りにも複雑怪奇となりまして、逆に農家の方々から極めてわかりにくい、そういうことになってもまたかえって事業の推進上適切性を欠くのではないかと、このように思っております。でき得る限り、農家の方々にわかりやすく飼料基盤の強化にインセンティブを与えるような仕組みのものにしたい、このように考えております。価格決定と同時に最終的な内容につきまして決定させていただきたい、このように思っております。

○録呂委員 今日、酪農経営で求められておるのはいくつある経営というところで、どこに行きましてもまず時間的なゆとり、二千六百時間を超える長時間、もっと私は多いと思います。分娩等には拘束されますから、夜中も、待ち時間等もありますから、そういうものの時間的なゆとりを、ぜひヘルパー制度をきちっと定着させる。

同時に、やはり経営的なゆとりといえますが、内面的な充実ということも今求められておりますから、必ずしも、どんな高泌乳の牛をそろえれば、しかし耐用年数は二、三産で終わってしまうというような経営では私は長続きするものではないと思っておりますので、それらも含めて、ぜひこの大綱がきちんとした具体的な定着をされるよ

うに大臣の御指導を、各省庁の幹部の皆さんにハッパをかけていただきたい、このことを最後にお願いいたします。私の質問を終わります。

○環境委員長 次に、木村太郎君。

○木村（公）委員 おはようございます。政務次官には私自身初めて質問をする機会をいただきましたので、何とぞよろしくお願いしたいと思っております。園田先生や録呂先生が大変熱心な御質問をされておりましたので、内容的には大分ダブル点もあるかと思っておりますし、言葉の違いというように感じにもなるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

畜産、酪農の振興ということを考えた場合に、まず基本的なこととお伺いしたいと思います。

先ほど来御質問が続いたように、畜産、酪農を取り巻く環境が厳しいことは、これはだれもが認識していることだと思います。また政府においては、昨年十二月に農政改革大綱、改革プログラム、あるいはまた十五日には正式に新たな酪農・乳業対策大綱が決定されたわけでありまして、またさらには、新しい農業基本法の国会への提出が既にされておりますが、この畜産、酪農に関しての政務次官の認識、現状をどのように認識しておられるのか。

また今私が言った各大綱、プログラム、あるいはまた新農業基本法、こういってことを通じて我が国の畜産、酪農の振興、発展ができるものと確信を持っておられるのか、その決意のほどをまずお伺いしたいと思います。

○松下政府委員 今日、新しい農業基本法の議論が始まりました。その中で当然畜産、酪農の改革も進めなければいけません。また継続するべきものは発展させなければいけません。そのように考えているわけでありまして、現行農業基本法の中で我が国の畜産、酪農は発展してまいりました。御承知のとおりでございます。

また一方で、お話がありましたように、担い手の育成や確保、後継者の問題で大変難しい場面に行き当たっておりますし、畜産環境問題の深刻

化、ふん尿処理、そして、先ほどの録呂先生の質問にもありましたけれども輸入飼料への過度の依存、これをどう脱却していくか。

それから、労働過重性といいますが、二十四時間三百六十五日、お産があれば朝から晩までとにかく張りついてそこで労働していかなくやうなという問題がありますから、これをどうやって克服していくか、これがすなわち次の新しい農業基本法の課題であり、畜産、酪農の課題であると考えておりますし、この問題をしっかりと克服してやっていかなくやうか。

それと、どのように立派な理念をうたい上げ政策目標を掲げても、問題はそれを実現する政策の中身だと考えていますから、そこもきちっと見直して新しい農業をつくり上げていく、畜産、酪農をつくり上げていくための政策をきちっと思い切って転換していくということもしなければいけません。こう考えておりました、その努力を今してまいります。

○木村（公）委員 すばらしい計画あるいはまた方針を決めても、政務次官の御答弁にあったように、いかに今度実行に移していくかということだと思っておりますので、力強い歩み方というか積極的な取り組みというものを私も御期待を申し上げます。

もう一回聞きますけれども、それらの新農業基本法あるいはまた各大綱、これに沿って今後実行していけば我が国の畜産、酪農が必ずや発展また振興がさらに図られていくという決意を持っていかどうかをぜひもう一回お尋ねしたいと思っております。

○松下政府委員 明るい展望が開けていく、そう考えておりますし、それをぜひ実現しなくやうに考えております。

○木村（公）委員 少し視点を変えます。畜産、酪農について生産農家の視点からちょっとお伺いしますけれども、それぞれの酪農、肉用牛あるいはまた養豚、鶏卵、鶏肉等それぞれの違いはあると思っておりますけれども、今の生産農家の経営状況とい

うものなどをどのように認識されているのか、また、今後の姿をどのように描いておられるのか、お伺いしたいと思います。

例えば、北海道の酪農農家の方からちょっと意見として聞いたんですけれども、行政の考え方は、やはりまた物の視点というのが、北海道の酪農の例で言えば八十頭の規模経営に対していろいろ行政からの視点が重要視されているというような意見も聞いたことがあります。そういったことも含めて、どのようにとらえているか、お伺いします。

○城説明員 御承知のように、戦後の我が国畜産の発展の過程におきまして大変な規模拡大が生じてきております。不足払い法ができました昭和四十一年と現在と比べてみますと、酪農、肉用牛とも約十五倍の規模になっております。豚についても言え百倍を超えている、そういう状況になってきております。これは、各農家の方々が生産性の向上を図っていくという過程の中におきまして、経営規模の拡大というのは極めて有力かつ重要な手段であったということとその道を推進していただいたことによるものと考えており、私もこれについて今までさまざまな支援をしてきたところでございます。

ただ、現在、北海道の酪農はもとより、我が国全体の酪農の規模自体は既にヨーロッパの水準を凌駕しているわけでございまして、今後におきましては、それぞれの酪農農家の方々の置かれた状況、労働力であるとかあるいは飼料基盤が恵まれた地域に存するか、飼料基盤が恵まれていない地域に存するか、そういうさまざまなことを考えていただまして、一言で申し上げれば、ゆとりある、生産性の高い酪農経営を実現する、そういう方向でそれぞれの経営発展の道をぜひとも御努力願いたいし、私もそれに對して可能な限り支援を行いたい、このように思っております。

具体的には、基本法制定後になります、畜産局で新たな酪肉基本方針というのを制定いたしまして、その中におきまして、さまざまな条件ごと

に、飼料基盤に恵まれたところ恵まれていないところ、規模の大小、それぞれにつきまして、こういう経営が皆様方の一つの参考になるのではないかと、そういう指標をお示ししたい、このように思っております。その中におきまして、当然のことながらコストの問題であるとか労働時間の問題等もあわせ含めた指標をお示ししたい、このように思っております。

また、各都道府県、北海道においても青森県においても、具体的なそのような計画をおつくりいただくことになるのではないかと、このように思っております。

〔委員長退席、増田委員長代理着席〕

○木村(本)委員 基本的には規模拡大ということが一つの有効な手段だということに今の答弁にもありました。ただ大事なことは、今現在規模拡大の姿になっていない生産農家あるいはまたなかなかそれに向かうことができないでいる農家の姿といふことも忘れてはならないし、それを忘れてしまつて、いわゆる切り捨てにつながつてもなりません。この点は、今答弁にあったとおり、各地域やまた各酪農、肉用牛それぞれの姿の中でぜひ心温かい物の見方で対応していただきたいなというふうに思います。

また、ここで私なりに思うのが、例えば今あった規模拡大を図る努力をしようとしても、生産農家の姿を見た場合に、やはり今現在かなり負債を抱えている方が多いのもこれは事実だと思えます。ですので、今現在負債を抱えている姿からなる規模拡大を目指すため、あるいはまた経営の効率化を目指すためのさらなる投資が必要になつてくる。その場合に、先ほどもありました、が、いわゆるリース事業等の充実、拡充というのがやはり大事になつてくると思えます。

しかし、これまでの取り組みというかあるいはまたいろいろ大綱等の考え方を見た場合に、例えば環境に對する排せつ物の処理、こういったことに対してリース事業の拡充なんかを目指すような感じを私印象としては持っているのですけれど

も、やはり畜産、酪農、すべての分野を網羅したリース事業の拡充というものをもう一度構築しながら、そして、先ほどあった規模拡大あるいはまた経営の効率化につなげていくようにぜひ農水省サイドで検討していただきたいと思えます。国としてのバックアップ、どのように考えておられるでしょうか。

○城説明員 今先生御指摘のように、経営内容がやや厳しい方々もかなりいらっしゃるというののも事実でございます。私も、そういう方々のために負債整理資金等を用意いたしております。その場合、何よりも経営の再建を図っていただくという本人の御決意と関係する生産者団体の支援、それから私どもとの連携、こういうことが重要ではなからうか、このように思っております。

なお、御指摘のリース事業等の問題につきましては、御案内のように、二分の一補助つきリースという環境関係につきましては、全畜産を対象に行っております。

また、ウルグアイ・ラウンドの結果をいたしまして、関連対策の中の一つに経営効率化リース事業というのがございまして、これは、経営を効率化するために必要な機械といふことにつきましてリースを受けられるに際しまして国の方から補助を行う、そういう仕組みを用意いたしております。その推進、普及にも現在努めているところでございまして、

○木村(本)委員 くだいようでありますけれども、酪農、肉用牛、養豚、鶏卵、鶏肉等それぞれの姿は違ふと思えますけれども、その点、ぜひ手厚い視点で御配慮、御検討、また行政としての取り組みを期待したいと思えます。

次に、新たな酪農・乳業対策大綱、これについて具体的にちよつとお伺いしてまいりたいと思えます。

これを見ますと、加工原料のものに對しての不足払い制度が廃止される、そして平成十三年から新たな所得、経営安定対策に移行していくということが一つの目玉になつていくようであります。

そこで、やはり生産者サイドの声としては、この廃止が飲用乳価の引き下げにつながっていくことにもなるのではないかと、いろいろな心配をする声があります。この点どう考えているのか。

例えば、北海道の生産状況を見ますと、飲用乳が九十万トン、加工原料乳が百九十万トン。また、北海道以外で見ますと、これはまた姿が逆転しまして、飲用乳が四百三十万トン、加工原料乳が五十万トンというふうになり、まるっきり現在の用途の姿といふのが違うわけであります。

不足払い制度が廃止される、このことによつて今現在の姿がまるっきり変化して、例えば全国の四〇％を占める北海道の生乳が大量に本州サイドに入っていくとして、結果的に飲用乳の全体の値段が下がっていくこと、こういったことも心配されるのではないかと、こう思いますが、どう認識されておられるでしょうか。

〔増田委員長代理退席、委員長着席〕

○城説明員 先生御指摘のように、あと二年間をもちまして不足払い制度、現行制度を廃止いたしますが、新たな制度を設けて、その制度におきましても加工原料乳地域の生産者の方々の再生産を確保するために必要な政府からの直接支払いを実施する、こういうことにはいたしております。で、現行制度と基本的趣旨は相違ないわけでございまして、そのような観点から見まして、北海道から急遽ミルクが都府県の方に入っていくというふうな事態はなかなか想定しがたい、このように考えております。

なお、従来の私どもの経験から見ますと、加工原料乳価と飲用乳価が必ずしもバラレルに動いておらない、加工原料乳価を据え置いたときに飲用乳価がかなり下がった場合もあるし、逆の現象も起きてきておりました。このところにつきましては、我が国酪農家全体の利益のためにどのような需給調整が可能なかというのを生産者団体の方々に十分お考えいただく課題ではなからうかと思っております。

具体的には、平成十二年度を目途に各都道府県

ごとの指定団体をブロック化するというものを現在検討いたしております。そのブロック化された指定団体になりますと、都府県八つ、北海道を合せて九つでございますので、その九つの団体におきまして飲用乳、加工原料乳の動向をよく見きわめた配乳ということが当然行われてしかるべきではないか、このように考えております。

○木村(大)委員 今の答弁を聞いていますと、一言でも一回聞きますが、では、生産農家が心配するような事態になることはないというふうに考えていいんでしょうか。

○城説明員 先般の御質問にお答えいたしましたのが、現在、不足払い制度を廃止する観点から、乳製品の安定指標価格並びに加工原料乳の基準取引価格を廃止いたしました。そこを双方の相対取引に移行させるわけでございます。

この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、外国との間の適切な国境措置は確保するし、また計画生産も適切に実施するというところでございますので、加工原料乳価格が長期にわたって大幅に低落する、そういう事態はちよつと想定しがたいのではなからうか。万が一短期的に落ちること等がございませうれば、調整保管措置により対処をいたしたい、このように考えております。

なお、つけ加えますれば、そういう新たな措置との関係で加工原料乳価格が低下した場合について、それを補てんするような別途措置につきましても、その必要性を含め現在検討を重ねておる、このような認識でおります。

○木村(大)委員 今の答弁を聞いていますと、皆様方の考え方ではそういった心配をするような事態にはなり得ないというふうに私は今理解しましたので、そう願いたいと思います。

今もありましたが、新たな制度であっても現在の姿とある面では余り変わらないというふうな感じにも聞こえたわけですから、ただ、今現在の制度でも、具体的に見ますと国から二百六十億円ぐらいが活用されているというふうにも聞いて

ております。

そうしますと、新たな制度はどうなっていくのか、今現在でどう考えているのか、お聞かせいた

だきたいと思ひます。

○城説明員 お答えいたします。

現時点におきまして、新たな制度に要するお金

がどの程度のものになるのか、国の予算がどの程

度のものになるのかにつきまして、明確に見通す

ことは極めて困難でございます。

私も、先ほど来申し上げておりますように、

適切な国境措置、具体的に申し上げれば、バタ

ーといえ六〇〇％近い関税率を現在設定いたして

おるわけでございまして、そういう状況の中にお

きまして、諸外国からは、農畜産業振興事業団の

国家貿易数量、カレントアクセスしか入ってこな

い、そういうことを前提にいたします場合、乳製

品価格が現在水準と大幅に乖離するということ

はちよつと想定しがたいのではなからうかという

ふうに思っております。

そういうことを前提にいたしますと、今後、乳

業メーカーの皆さん方に対しまして、積極的な再

編合理化を進めていただきます、加工販売経費

の圧縮を図っていただくということが大きな課題

になるわけでございまして、加工原料乳の取引価

格自体は現在水準とそれほど大きくは変わら

ない、そういう状況でございまして、直接支払

いの額について明確な額を申し上げられないわけ

でございまして、適切な額を設定いたしましてお

払いするということになるのではないかと考えて

います。

○木村(大)委員 今議論しているのは、あくまで

も加工原料乳について今の制度を見直して新た

な制度に変えていくということでありまして、

そうしますと、今新しくつくろうとしている所

得安定対策なるものを飲用乳に対してもぜひとい

どう考えているのか、あわせてお伺いしたいと思

います。

○城説明員 現在、飲用乳につきましては、先生

御案内のように、自由な取引ということで価格形

成がなされておるわけでございまして、

それで、今後の問題といたしましては、内地、

北海道それぞれにつきまして飲用乳、内地の場合

は少ないのでございまして加工原料乳それぞれあ

るわけでございまして、農家経営の点から一番重

要なことは、それらをすべて含めました全体とし

ての価格といえますが、全体としての手取り、私

どもは総合乳価と言っておりますが、そういうこ

とをどのように適正に決定するかということが非

常に重要な課題になるんじゃないか、このように

思っております。

したがって、その点につきまして、先ほど申し

上げましたように、飲用乳にどの程度を供給して

いくのか、加工原料乳にどのように供給するか

について生産者団体としての確かな見通しに基づ

いた判断も必要であらうし、計画生産の適切な実

施も必要ではなからうか、このように考えていると

ころでございまして。

なお、今回、必要性を含めまして検討すると

言っておりますものは、当然、加工原料乳の問題

についてでございますが、実は平成九年度から飲

用乳共補償と俗称されておりますような基金がで

きておりまして、飲用乳価格の低落に伴いまして

それを乳製品として処理せざるを得なくなつた場

合に、当初予定されている価格より低落した場合

はその差額を補てんする、そういう仕組みを現在

設けております。ただ、平成九年、十年と飲用乳

価が安定的に推移いたしましたので、発動額は数

億円程度ではなかつたか、このように記憶いたし

ております。

○木村(大)委員 基本的には、加工原料乳でいい

ますと、生産者サイドとメーカー側の交渉が進

団体、ハブロックにきちつと分けてやっていくと

いうような姿になるようでありまして。

そうしますと、需給調整機能などいわゆる生産

者団体としての姿、また生産者団体としての機能

の強化というもののメーカー側に対して必要に

なってくると思いますが、この生産者団体の今後

のあるべき姿をどう考えて、またそれに対して国

としての支援策なるものがあると思はれどうい

うことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○城説明員 お答え申し上げます。

現在、ミルクにつきましては、各県ごとに指定

生乳生産者団体というのがございまして、この

団体を通じて一元集荷、多元販売体制という

の実施いたしております。ただ、現時点におき

ましては、北海道のような極めて大きな団体から

北海道の一農協程度の規模もないというような団

体まで数多くに分かれております。

他方、ミルクの流通自体につきましては、県を

超えて流通する量、広域流通量と呼んでおります

が、これがほとんど現在ふえてきておりまして、

この広域流通のミルクが適切に流通するのであれ

ば特段問題ないわけでございまして、場合による

と価格の低下を招く混乱要因を引き起こしてい

る、そういう事態も見られるわけでございまして。

したがって、今先生の御指摘のように、今

後の指定団体に対しましては、一つは的確な需給

調整を行える、先ほど飲用乳共補償の話申し上げ

ましたが、そういう的確な需給調整を行える、

また計画生産を適切に指導し得る、そういう一つ

の指導能力をお持ちいただくことが必要なのじゃ

ないかというふうに思っております。

その次に、現在もそうでございまして、これか

ら飲用乳だけではなく加工原料乳も新たに自由

な市場価格の形成の一方の取引者になるわけで

ございますので、そういうところから見まして、そ

ういうことが取引主体となり得るような体制整備

が必要なのではないか、このように考えておりま

す。

種々のことを考えますと、現在の流通の実態、

今後の課題等を考えますと、一県ごとの団体ではとてもできないわけがございます、ぜひとも広域化を図ることが必要ではないかと思っております。

このような広域化に向けた取り組みに對しましては、国の方といたしまして、それらに要しますさまざまな経費の補助であるとか、あるいは先ほど申しましたような需給調整のための余乳処理施設の整備であるとか、そういうものに對しまして積極的に支援してまいりましたし、今後ともそのような考え方で支援してまいりたい、このように思っております。

○木村(太)委員 ただ、今答弁にあった言葉で言いますと広域化、全国を八ブロックに分けていくんだ。広域化はもちろんある意味では効率を図るためにも必要だと思いますが、裏返して言いますと、広域化することによって、例えば東北地方は東北地方に一つになった場合に、各県あるいはまたその地域において、一つのブロックにおいてもやはり若干の差があったりとか実情が異なったりする場合もあると思ひますので、この点は十二分に万全を期す生産者団体の姿というものをやはり築いていってほしいし、また、行政、国としての適切な指導というものをぜひお願いしたいと思ひます。

もう一つ続けて聞きます。先ほどあった需給調整ということでありまされども、そうしますと、今後この需給調整という姿をどう維持されていくべきかと考えているか。これだけの大綱をつくっていくわけですので、どう考えているのか。また、国としての役割というものをどう考えているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○城説明員 今回、価格政策の見直しによりまして、加工原料乳につきましても取引価格が変動する事態になるわけでございますので、飲用乳を含めました生乳価格全体の安定を図りますためには、一つには、需要に對応した用途別の生産というのをまず考える必要があるのではないかと、このように考えております。

それで、本年来、生産者団体におかれましても用途別の計画生産ということに積極的に取り組んでおられるわけでございます。私どももいたしまして、そういう用途別生産あるいは広域的な需給調整に取り組まれます各指定団体の動きを側面から支援するというところで、先ほど申し上げましたように、俗称飲用乳共補償と言っておりますが、そういう事業を実施してきていますところでございます。

さらに、平成十二年度までを目途に広域化を実現するということにはいたしております。各ブロックブロックさまざまの問題を抱えておりまして、なかなか口で言うほど生易しい話では実はないわけでございますし、各県ごとの利害も若干相反する面が現実問題としてございます。そういうところにつきましても、今後の酪農、乳業の将来像を見据えていたしながら、何とか相互の調整によりまして利害を調整していただいて、平成十二年度末までにブロック化ということを目指して推進していただきたい、このように思っております。

私どもも、そのブロック化には当然指導、支援を行いますし、また、新たな制度下におきましても、加工原料乳に對します限度数量の設定ということを通じて、我が国の生乳全体の需給の安定に努力したい、このように考えております。

○木村(太)委員 時間がなくなりましたので、視点を改めてもう一つお伺いします。

今まではいわゆる生産者サイドについての議論というか質問をしてきました。一方、乳業メーカー側の視点に立った場合に、乳業工場の統廃合や製造、販売コスト削減などの具体的な目標設定を求めていくようでありまされども、大手はその体力はあったとしても、私の地域にもありますメーカーにとつては大変厳しい状況になっていくのではないかと、こう思いますが、どう対応するのかお伺いします。

○城説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました我が国酪農につきましては、一戸当たりの規模拡大は極めて進んでおります。これに對しまして、乳業工場数につきましては、近年、大幅な縮小は見られておりません。諸外国と比べましても、一工場当たりの規模は極めて小さい、こういう状況になってございます。

したがしまして、私どもは、基本的な方向といたしまして、乳業工場の再編合理化ということを進めていかないと諸外国に匹敵するような生産性の高い乳業の展開ということにはあり得ないのじゃないか、このように思っております。さまざま各ブロックごとの状況を踏まえながら乳業再編を進めてきております。

ただ、先生御指摘のように、各地域にございす中小乳業、これらにつきましても、規模が小さいがゆえに存在の必要性がないなどというものは思っておりません。それぞれ地域酪農と密接な関係があるわけでございます。このような中小乳業につきまして、さらに合理化を進めていこうとされる場合におきましては、支援策を講ずるとして、乳業者が共同して新たな製品を開発するとか、あるいは製造技術について相互に高位平準化を図る、協力し合う、そういうことに對しましては、私どもとしても支援を続けているところでございますし、今後ともそのような支援は続けたい、このように思っております。

○木村(太)委員 時間が参りましたので終わりますが、もう一つ、WTO次期交渉に向けてお伺いしたいと思ひましたが、先ほど鈴木先輩がおっしゃっていただきました、もちろん国内整備を先ほど答弁があったとおり進めながらも、次期交渉、国際競争の中での我が国の畜産、酪農の姿に對しても心して、政務次官先頭に頑張っていたいただきますことを御期待して終わります。ありがとうございます。

○穂積委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 私も今回のこの畜産関係に関連して、政府の基本的な考え方を尋ねたい、その

ように思っております。

先ほど、この委員会に提出されております今回の畜産振興審議会の一最近における畜産の動向等についてという資料、これは何か畜産局長の報告事項らしいのですけれども、こういうのをちょっと眺めておりました。確かに、先ほど来のいろいろな質疑の中でもそんなでございました。これまでのいろいろな畜産行政をこの機会に大きく転換していきたいというふうな農水省の意気込みといえますか、そういうのは非常に感じられるわけでございますし、そういう方向に向かって努力をされていることに對しては敬意を表したいという面を持っております。

ただ、この資料の中の後ろの方に、昨年の審議会からいろいろ建議された御意見が幾つかあると思ひます。そういうものを眺めたりしております。昔からいろいろな指摘事項がなかなかうまく解決の方向に向かって進んでいないのではないか、そういう懸念もございまして、冒頭のいろいろな状況報告的なところを眺めておりましても、畜産関係を取り巻く厳しい状況が幾つか最近出てきているという問題意識は持つておられるわけでございますけれども、そういうものに対してどういう意気込みで取り組むかというものと力強い何か施策みたいなものが本当はあった方がよろしいのではないかなという感じがいたします。これからまた新しい酪農、乳業関係の対策を展開されるということなので、そのあたり大いに期待したいと思ひますけれども、私の方から数点の問題について基本的な考え方を伺きしておきたい、このように思っております。

一つは、先ほど来ちょっと話題に出ておりますけれども、飼料の自給問題というのには非常に大きな課題でもあります。昨年の審議会からも指摘されております。そういうことに對して畜産局もそれなりのいろいろな対応はしてきたというふうなことをここに書いてございすけれども、実際にいろいろな制度でこれだけの予算をつぎ込んできたというふうなことが羅列されているだけで、

ではその予算をつぎ込んだ結果として具体的にどういう成果があつて、それに対して畜産局としてはどう評価しているかというところの説明がちょっと抜けているような気がします。

今後の問題も含めまして、こういった飼料の自給率をさらに向上させていくという方向に向かつて、具体的にどういう取り組みをされるようとしていくのか、もう一度御説明をお願いしたい、そのように思います。

○城説明員 答えたいします。

我が国の現在の飼料作物の作付面積は約百万ヘクタール程度でございます。これで生産される飼料量は我が国の大家畜の食糧をほぼ賄うことができ、約七割、八割弱というところでございまして、農厚飼料はもとよりでございますが、粗飼料につきましても二割程度を海外から輸入しているというのが現在の状況でございます。

具体的中身について申し上げますと、肉用牛、酪農、北海道、内地とも、一戸当たりの面積につきましてはかなり伸びを示しておるわけでございますが、全体といたしまして畜産農家が減少してきております中におきまして、内地におきましては、畜産から撤退された方々の草地面積がかわりの残ろうとされる方々の草地になかなかうまく結びつかない、そういう状況が大きな課題としてある、このように思っております。

したがって、飼料作物の問題につきましましてはそういう状況下でございまして、我が国全体の食料自給率の問題は新たな基本法制定後具体的な検討に入るわけでございしますが、その中におきまして飼料自給率をどの程度にするか、飼料作物作付面積をどの程度にするかというのは今後基本的な重要課題になると思っております。御指導を賜りながら検討したい、このように考えております。

ただ、現在、私どもの考えております具体的な話といたしましては、一つは、従来からもやっております草地の造成、整備、あるいは転作田、耕作放棄地等を活用しました飼料作物の作付増大、

このような面を積極的に進めていきたいと思っております。また、公共牧場の活用であるとか、あるいは、わずかに一三％しか使われず半分以上が土に返っております稲わら等につきましましての利用拡大であるとか、そういうことを積極的に進めていきたいと思っております。

したがって、今回の新たな酪農・乳業対策大綱を受けまして、今後は私もいたしましては、酪農基本方針の制定と同時に飼料作物増産計画を設定いたしまして、今申し上げました転作田であるとか耕作放棄地であるとか、そういうことも含めましてさまざまな増産計画を国並びに地方段階で策定いたしまして、それに向かつて畜産関係者、加えまして土地利用の調整を行っていただく各部門、相参加していただきまして増産運動を今後展開していきたい、このように思っております。

○一川委員 今ほど御答弁があった中身については、確かにそのとおりだと思ひますけれども、これは一畜産局だけの対応というよりも、やはり農政全般の中で今の生産調整の世界、そういうもののいろいろな連携もありまして、また、先般の主要食糧法の一部改正の折の参考人の御意見の中にも、中山間地帯というのはいろいろな農政の展開の中でもそういう飼料作物の適地として再評価してはどうかという御意見もあつたような記憶もございします。そういう面では、農政全般の中で飼料基盤の整備またはそういったものの生産コストの削減等を含めてしっかりとした取り組みをお願いしておきたい、そのように思っております。

畜産物は当然ながら我が国のいろいろな食生活の中で大事な部門を占めているわけでございします。先ほどの国民一人当たりの一日の熱量からしても、一五、六％、それぐらいのシェアを占めているというふう聞いておりますし、また、たんばく質全体の供給量の中でも、三分の一ぐらい畜産物が占めているというふうなデータもございします。そういう面では、我々国民の食生活が非常に

多様化し高度化しているという現状では、この畜産物に対する食生活の面から見てもやはり安定的な供給というのは非常に大事な面もございします。そのあたりをぜひよろしく願ひしておきたいと思ひます。

それから、我々地元に行つておりましても、実際に酪農家の皆さん方の悩み事、最近の大きな問題点は、やはり環境問題にあるような気がいたします。それで、この問題がある程度解決できれば、担い手の問題とかそういう問題も非常にやりやすい状況になるわけでございまして、そういう環境問題が近年とみに大きな課題になってきたという背景はいろいろあるかと思ひます。酪農家の規模が非常に大きくなつてしまつたということ、対応が非常に難しくなつたという問題なり、また、その地域のいろいろな耕種農家の皆さん方が高齢化をしてきたという中でそういうものを有効に活用することが非常に難しくなつてきたということ、これは、確かに現実問題としてあらうかというふうに私は思ひます。

しかし、実際に数は減つたといえども、酪農家の皆さん方はこういった重要な役割を担いながら農業を営んでおられるわけでございまして、そういう酪農家がその地域でしっかりと受けとめられて正々堂々と誇りを持って仕事ができるような状況をぜひつくり上げていただきたいというのが私の願ひでございます。何となく酪農家の方々が、その地域の皆さん方から最近若干疎外されつつあるような気がいたします。特に家族の皆さん方、奥さんとか子供さんが、お父さん、もうそろそろこういう仕事をやめようじゃないかということすら言い出してきているというふうにも聞いております。

そういう面では、やはりこういった酪農の問題に関連しての環境対策というものは、個々の酪農家だけに焦点を当てた環境対策ももちろん大事ですけれども、その地域全体で酪農家という皆さん方がしっかりと受けとめられるような、地域の皆さん方とうまく連携していけるような施策という

のが非常に大切ではないかという感じを持っております。

そういう面では、この環境問題に対するこれからの基本的な考え方を再度確認しておきたいと思ひます。

○城説明員 ただいま先生から御指摘されましたように、我が国の畜産の今後の持続的な発展のためには、環境問題に適切に対応するということが極めて重要な課題と認識いたしております。

したがって、従来から個人あるいは集団に対するさまざまな補助、リース、融資を行つてきたわけでございますが、今国会に法律案を提出させていただきます。趣旨は、基本的に個々の農家の方々のみでこの問題に対応するというのは極めて困難ではないかということでございまして、地域の実態をよく把握されておられます都道府県におかれまして畜産環境の改善のための具体的な目標をお示しいただきまして、それに基づきまして市町村、関係団体、生産者それぞれが力を合わせて進めていく、こういう仕組みでぜひともこの問題の解決を図つてまいりたいと思ひます。

特に、先生御指摘の地域社会との調和の問題につきましましては、最低限の、今回農林大臣が決まさせていただきます管理基準はやはり守つていただいて、その次に、地域内における堆肥センター等である堆肥を、地域住民との家庭菜園をやらせる方との交換であるとか耕種農家との交換であるとか、供給するとか、そういうことを通じて理解を得ながら進めていかないとなかなか地域社会との摩擦がなくならない、このように思っております。

先ほど申し上げましたように、成立した新たな法律のもと、国、県、市町村、団体が力を合わせてこの問題に対応していきたい、このように思っております。

○一川委員 これも先ほどの飼料基盤関係と同じでございますけれども、一畜産局だけの対応では非常に難しいと思ひます。そういう面では、やは

政務次官は、今、いみじくも二十一世紀の農業展望が持てるように大きく改革していくというこ

とで議論を続けてきたということをおっしゃいました。ところが、その議論で出されてきた農政改革大綱では、今酪農家は一層大きな不安を持っている。この農政改革大綱では、乳製品、加工原料乳の価格形成に市場実勢が一層反映されるようにするとうふに述べられて、新たな酪農・乳業対策大綱では、乳製品、加工原料乳について、乳製品価格は近年硬直的となり、加工原料乳価格も固定的になっている、そういうことで価格政策の解体の方向性を打ち出したわけでありました。しかも、一方では、この大綱でも、価格に市場実勢を反映させた場合、現状では、加工原料乳地域の生産者の再生産を確保し得る水準に達することは困難だ、こういうことも述べています。

○城説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、加工原料乳につきましては不足払い法のもとにおきまして保証価格並びに安定指標価格を決定いたしまして、その間の額をいわゆる不足払いとして補給してきたわけでありました。ただ、このような仕組みにおきましては、乳業メーカーから見れば常に一定の価格、努力のあるなしにかかわらず一定の価格で原料が手に入る。他方、販売についても一定価格が目安となる。生産者につきましてもまた同様の問題がございまして、そういうところにつきましても、昨年の農政改革大綱におきまして、市場実勢をより反映させる方向で見直しすべきだという宿題をいただいたわけでございます。

それを受けまして、我々も検討いたしました。が、やはり、加工原料乳の取引あるいは乳製品の取引自体を国がこの額にしないとかあるいはこの額が望ましいと言うことは、現在の経済情勢下において継続する必要性はないのではないかと。ただ、市場取引に任せました場合、先生御指摘のように再生産を確保させることは困難でございますので、再生産の確保、所得の確保のための新たな

措置を実施する。具体的には、一定の再生産確保の上で必要な単価を直接支払する、そういう方式に移行して、生産者、乳業者、それぞれの方々の創意工夫が十分に発揮し得るような仕組みにしたい、こういう考えであります。

○藤田(二)委員 市場実勢に見合う、こういう言葉は乳業の場合に実際には成り立たないんですよ。私はここに北海道の白糠郡白糠町の組合の皆さんからいただいた要請書を持っていますが、北海道の酪農、畜産にとって加工原料乳不足払い制度はまさに命綱ともいえるべきものになっており、これを廃止することは北海道の酪農、畜産基盤を根底から奪うことになりかねません、生産者はこう言っているのです。何よりも酪農の場合、需給実勢、市場価格の動向に合わせて生乳生産をコントロールすることはできないんだ、こんな乱暴な政策は撤回してもらいたい、こういうふうに訴えています。

北海道だけではなくありません。愛媛の酪農家の方も、加工原料乳価格の安定とともに、飲用乳価の下支えの役割を果たしてきた不足払い制度の廃止は、現在でさえ規模拡大、多頭化のもとで負債に苦しんで、超長時間労働で体を削って経営を維持しているのに何事か、新基本法の審議さえ始まっているのに、なぜ軽々に加工原料乳価格の廃止が論じられるのか理解に苦しむ、こういう訴えをしています。政務次官が牛も飼っているしやるというなら、そういう気持ちにはわからないはずはないと思うのです。そうでしょう。

しかも、中央酪農会議に設置している酪農政策研究会は何と言っているか。これはいろいろ酪農政策研究会に試算をさせたわけですが、つまり、指定団体の協調体制の有無、補給金の有無が乳価に与える影響を試算したのです。そうすると、その結果、不足払い制度が、加工原料乳価だけでなく、飲用乳価の下支えの機能を果たしていること、そのことを結論として述べながら、こういうふうにも言っています。約二百六十億円の不足払

いの財源で、その七倍から十倍の総乳代維持機能、つまり、加工乳もそれから飲用乳も含めて総乳代の維持機能、すべての生産者の所得の維持の機能を果たしているということを明らかにし、この補給金がなく、指定団体が激しい競争状況に追い込まれていったら、現在よりも二千六百億円総乳代が落ちていくんだという試算を出しています。

大変な被害が出ると生産者団体さえ試算をしている。そういうことをあなた方はどう受けとめますか。簡単に結構です。どう受けとめているか。○城説明員 今回の加工原料乳制度の見直しに当たりまして、制度の見直しでございますので、各地域の酪農家の方々、さまざま不安を持たれるというのは当然のことかと存じておりまして、新たな制度につきまして、十分私どもの考えをお伝え申し上げたい、このように思っております。

今先生の御指摘の一つの試算でございますが、要するに各指定団体が、四十七県の指定団体が、俗称でいいますればたき合えという話だと思えますが、そのようなことになるのではないかと、いう試算結果があるということは承知いたしております。

私も、各ブロックごとのブロック化を進めまして、各指定団体を、内地八つ、北海道、合わせて九つのブロックのもとに、適切な生乳の配乳を行っていただきたい、このように考えておるところでございます。

○藤田(二)委員 本日に、今ぎりぎりの経営を行っている酪農家、そして、すぐにも酪農家というかというのを考えてしまいう酪農家にとって、こういう話が耳に入るだけでも本日にやる気をなくしてしまうのです。どうしようかどうしようかと迷っている酪農家に、あなた方は引導を渡すようなものだ、私はそう思いますよ。もうとどめを刺すような話を今している。

そういう点では、このような保証価格制度をやめてしまいうなどという大綱は撤回をするべきだ。本日に日本の酪農を振興させ、畜産業を

育成していくという立場に立つなら、撤回をするべきだということを申し上げ、次の問題に入りま

す。私は、もうずっと歴年、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づいて進められている牛肉の関税の問題、未使用分の問題について取り上げてきました。そして、歴代の大任は、私の質問にいつも適切に対処するというふうにご答弁されてきました。この肉用子牛生産安定等特別措置法の十三条に基づいて充てられている財源というのは、牛肉の輸入自由化で苦況に追い込まれた畜産農家のために使うものであります。

ところが、毎年毎年未使用分をためためて、とうとう今二千四百六十八億です。毎年毎年大臣は、この未使用分を活用して畜産農家の振興のために生かしていきたいと答えながら、これはどうにためてしまった。一体、どうするのですか。

○城説明員 ただいま先生の御指摘の件につきましては、御指摘のような数字のいわゆる未使用分があることは事実でございます。

ただ、これは未使用分という言葉遣いもどうかと思えますが、先生御案内の法律第十三条に基づきまして、今後、肉用子牛対策費に必要な額が当該年度の関税収入に満たない場合は、前年度以前に、関税収入以前に生じた関税収入と肉用子牛対策費の差額の範囲内で使える。つまり、今おっしゃった額は、今後必要に応じて使えるということとが法律上明確に担保されておるわけでございます。そのような規定のもとに、今後私どもは肉用子牛等対策を推進してまいりたい、このように思っております。

なお、あえて申し上げますれば、各年度ごとの肉用子牛対策費と関税収入実績につきましましては、関税収入がどちらかといえば減りぎみ、肉用子牛等対策費がどちらかといえば増大ぎみということで、その格差、未使用額が大幅に縮小しているというところでございます。

○藤田(二)委員 かつて、関税収入実績に対して肉用子牛等の対策費がオーバーしたことは一度も

ないのです。これからオーバーするとしたら、どういう状況でオーバーするのですか。

○城説明員 御指摘のように、予算の編成上、関税収入を上回る肉用子牛等対策費の見込み額を計上したことはございますが、実績といたしましては、今先生御指摘のとおり、上回ったことはございません。

今後の話でございますが、私も、肉用子牛の不足払い制度の運用、あるいは我が国の肉用牛生産、豚肉等の価格安定、そういう面において必要な額は、今後とも財政当局と協議の上、確保したいと考えております。

現時点におきまして、約一千二百億円程度のお金を御案内のように使用いたしておるわけでございまして、これらにつきましては、今後の関税収入の見込み等が大きな影響を及ぼすのではないかと、このように思っております。また今後、肉用子牛あるいは牛肉問題につきまして新たな問題が生じた場合においては、当然のことながら、当該年度を超える額を使用する必要があるであらう、このように思っております。

○藤田(ス)委員 今後の関税収入の見込みというその言葉は、二〇〇一年以降の新しいWTO農業協定のもとでの関税の引き下げをまるで想像しているような話でありまして、全くいただけません。そして、この関税収入については、予算のたびに、農水省がしっかりと踏まえて、そして絶えず主張していくべきものだ、こういうふうな言いながら、あなた方は、この未使用分をどんどん膨らませてきました。

私は、ここで提案したいのです。二千四百六十八億を全部使えとは言いません。その中の、せめて五十億を活用したらどうなるでしょうか。私は、その五十億を今農家が抱えている負債の利子補給に使ったらどうか、大変子供じみた計算かもしれませんが、そんな計算をしてみました。一千億円の負債に利子補給、五%の利子とした場合、つまり一千億分は無利子になるんです。

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 平成十一年三月十八日

私の言っていることわかりますか。一千億の利子が五%、五十億ですから、二千四百六十八億円の中のわずか五十億円をそこへ持っていくだけで、もこれだけ生きてくるんです。生かそうじゃありませんか。今本場にみんなが苦しんでいるんだから、展望が持てない、そういう中で政府が展望を持たせていく、そのために二千四百六十八億というのを今生かそうじゃありませんか。将来のことじゃなく今生かす、そういう立場で検討してもらえませんか。

○城説明員 繰り返してしまつてことに恐縮でございますが、私も、必要があればそのお金を当然のことながら大蔵省から農林水産省の予算の方に計上させていただく、そういうことで措置したい、このように思っております。

なお、今先生御指摘の負債農家に対する融資措置でございますが、これにつきましては、大家畜経営活性化資金というのを平成五年度から設けておりまして、現在二・一%の補助で融資いたしております。約一千億円程度の枠があるということでございます。

○藤田(ス)委員 必要があれば、必要があればと、あなた方はいつを必要と考えていらっしゃるのか。いかにも無責任であり、そして財政当局と言いますが、これこそまさに農水省が主体になつてどう活用するんだという姿勢がない限り、未使用分はどんどん膨らんでいくばかりです。そして、本来法律で定めたこの関税収入がちゃんと畜産農家の方に生かされていかないと、それは随分政治の怠慢だということを私は申し上げておきたいと思ひます。

時間がありませんので先に移らざるを得ませんが、最後に私は、この大綱の中で学校給食用の牛乳供給対策、これについても供給事業交付金の見直し、削減問題を検討するといふふうに出されているのに対して大きな怒りを持っています。

現在、学校給食牛乳は、小学校で九八%、中学校で八五%と大変定着をし、子供たちの体づくりのために貢献してくれています。私はこのこと

は大変大事なことだと思ふ。牛乳になれた体をつくっていくためにも、このことは非常に大事な事業なんです。それなのに、どうして米と同じようにこういう事業交付金の見直しなど、削減などの話が出てくるのか。

学校給食用の米の値引き率の縮小で、今どんなことが起こっているか御存じですか、政務次官。岩手県の西根町では、子供たちに、御飯を持ってきたさい、給食の方でおかずはつくりましょう、お弁当箱に御飯だけ入れていらつしやい、そういうふうなことで御飯の持参ということを決断せざるを得なくなったというんです。

なぜか。それは、給食米の値引き率が縮小され、そしてもうなくなるといふことのために父母負担を求めなければならぬ。この時代に父母負担を求めたら父母の方も大変だろうと思つたとき、そういう措置で決断をしたんです。

牛乳の場合、そうならたら牛乳一本ずつ持つていらつしやいと言ひますか。私は、こんなことを言つちやいけな、幾らのお金でもないのに、こいうやり方をしているといひたいと思ひますが、最後に政務次官の御答弁を求めたいんです。やらなと言つてください。

○松下政府委員 子供たちの成長にとって牛乳、そしてその中に含まれている栄養分が非常に体にいいといふことは、これはみんながわかっていることでもあります。長年続けてまいりまして、極めて零細であるといふことも現実としてありますけれども、極めて供給業者が固定されてきていて、こいうようなこともいろいろ言われてきておりまして、そのあり方を含めて見直そうといふことでございまして、これはぜひ検討させていただきたい、こう考えております。

○藤田(ス)委員 まともに答えていませんからね。私は牛乳工場のことを言っているんじゃないんです。それは、そういう意味なんですか。この学校給食に出している助成の方は、それはもういらわない、そういうことですね。

○城説明員 補足してお答え申し上げます。

大綱をお持ちのようでございますが、大綱の關係箇所をお読みいただきますればわかりますように、私も、学校給食制度と申しますのは、学校教育上の問題もさることながら、お子様に飲用の習慣をつけることでも極めて重要な事業だと思つております。

法律に基づきますこの事業につきましては、私も、今後とも極めて重要という位置づけのもとに推進してまいりたいと考えております。ただ、その推進の具体的仕組みにつきまして、今政務次官が申し上げたように、効率的に実施し得る方法はないかどうか、それを四月から検討させていただく、そういうことを申し上げているところでございます。

○藤田(ス)委員 もう時間が参りましたから終わりますが、あなた方は学校給食の重要性をる書いていることはよく知つています。それでいて、その中に事業交付金の見直しという言葉が入つておりますので、私は取り上げました。決してそれをやつてはならないといふことをもう一度申し上げて、質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

○前島委員 私、今の学校給食のことをちょっと質問する予定で言つていましたので、順序を変えますが、見直しは見直しとしていいんですけれども、要するに削減するしかないか、補助金をカットするかしないかといふところが一つ。

それから、私は乳業メーカーと学校現場との問題があるという話も聞いています。私は、やはり学校給食というものは、いわゆる子供たちにとって安心だとか安全だとかいふ点も非常に重要なんで、やはり地域と密着した制度をどう組み立てるかといふことも現場と乳業メーカーの重要な課題だと思ひます。

そういう面では、要するに補助金を削減するのかわからないかといふこと、乳業メーカーと学校現場との関係で、やはり地域性を大事にする、そのことが需要に結びつくだろうし、それから酪農の発展にも結びつくだろう、こいうふうにも思ひ

ますので、その二点だけ明確にちよつと言つてくれませんか。

○城説明員 ただいま先生御指摘のように、学校給食につきましては極めて重要な事業ということで私ども位置づけしておりますが、具体的な事業の実施の仕組み、これにつきまして今のでいいのかどうかを検討させていただくということをお大綱等において明らかにしているところでございます。

したがいまして、補助金が減るのかふえるのかということはその検討の結果による、このように考えております。

○前島委員 そういう段階だとするならば、やはり大事でありますから、また、それが将来の需要にもつながるだろうし酪農の発展にもつながるでしょうから、経費の削減などというようなことはせぬように私は要望をしておきます。

それから、今年度の保証価格の決定の問題で、例の横積みの中でありますが、私が一つ心配するのは、地域間格差が出ないのかなということ。要するに、乳牛の飼養頭数と草地面積との比率でやってくる、その単価の出し方あるいはランク格差によって、地域によって結果として差が出てくる。そうすると、トータルの乳価としての収入というのは格差が出てくるのではないだろうか。

やはり率直に申し上げまして、北海道とそれ以外の都府県との格差というのが、そのランクの格差のつけ方だとか単価の出し方によって結果として差が出てくる。乳価という側面から、トタルの収入という側面から見ると、不公平が生じる心配があるわけでありまして。

そういうふうに、不公平が生ずる危険があるけれどもどうかということ、私は、北海道並びに内地、同じ加工原料乳をやっているわけでありまして、その差はつくるべきではないと思ひますが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○城説明員 いわゆる二円の横積み問題の飼料作物政策への転換につきましては、今先生御指摘の

ように、北海道と内地とが全く同じ基準のもとに事業を仕組むということはかえって不公平が増すのではなからうかというふうに考えております。具体的にはランク分けの基準その他につきましてもは別別に設定せざるを得ない、このように考えております。

○前島委員 そうすると、単価の出し方並びにランク格差も全部それぞれ違う。したがって、北海道での補助金と、それから都府県の補助金というのは、同じ収穫、同じ量を産出するならば補助率は同じだ、こういうふうに見えていいんですか。

○城説明員 この二円対策の問題につきましては、先生御案内のように、加工原料乳につきましては、生産性のより一層の向上を図る必要がある、飼料基盤に立脚した酪農経営を図る必要がある、こういう観点から設けたわけでございますので、具体的に申し上げれば、加工原料乳の供給実績に応じて必要な額を配分することが適当ではなからうか、このように思っております。

○前島委員 対象が加工原料乳であることはわかっていんです。北海道で加工原料乳を生産した人と内地でした人とは、結果において補助金は同じかと聞いているんです。

○城説明員 ちょっと誤解を持っているのかもしれないんですが、要するに、従来もらっておられた二円問題、あるいは乳価五十銭問題、今回の引き下げ額五十銭問題に相当する額につきまして、北海道、内地とも従来と差がないということでございます。

○前島委員 そういう不公平が生じないように、そのことがやはりやる気につながるだろうし、今後の発展につながりますから、そういう地域における格差が生じないように、一定の政策的誘導があるということはおわかりいただけます。結果として地域によって不公平が生じないということだけはぜひお願いをしておきたい、私はこういうふうに思ひます。

それから、私も、不足払いを廃止する、その後の経営安定策ということの重要性ということだ

けはどうしてもただしておきたいなと思ひてい

その一つに、やはり政府の今後の役割、任務といたしまして、市場価格を反映するんだ、したがって、これからは相対取引でおまえたちやれよ、需給調整はみずから生産調整をしてやれよというふうな形で、やはり聞きようによつては、この乳業、酪農の今後の経営安定について、政治的な責任、政府の役割というのは後退するんじゃないか、後退させようとしているんじゃないか、生産者あるいは関係者のところに一切任す、こういうふうにとれなくないと思ひていっているわけであり

私は、内外の状況とかあるいは酪農の必要性等々から見ると、やはりこれまで以上に政治の役割、責任というのはあるような気がしますけれども、これからの新しい経営安定策における政府の役割、政治の任務、役割ということについてお聞きをしておきたい、こういうふうに思ひます。

○城説明員 お答え申し上げます。

私も考えております新しい制度下におきましても、引き続き国内の生乳需給を十分見きわめまして限度数量を設定したい、このように考えております。

また、それ以上に政府のやるべき役目といたしましては、適切な環境措置を維持するということに極めて大きな役割ではなからうか、このように思っております。

さらには、各指定団体で行っていただいております計画生産なり需給調整なりにつきまして、私も政府としても、御支援すべきことがあれば当然支援すべきもの、このように考えておりまして、すべてを民間に任せる、決してそういうことを言っているわけではございません。

なお、先生も御案内のように、我が国生乳八百六十万トンの生産量中、加工原料乳は二百四十万トンでございます。現在でも過半のものは市場取引が行われているという実態にございまして、市場取引で必ず問題が生ずる、そのような事態で

もない、政府としても、十分目を光らせながら今後とも制度の設計から運用に当たっていきたい、このように思っております。

○前島委員 先ほどの鈴木先生の議論にもあったように、やはり需給調整というのは非常に難しいし、そこにおける政治、政府の役割というのはあるわけでありまして、それを、指定団体をブロック化して、おまえさんたち、生産調整をやれというだけでは、需給調整というのはそう簡単にいくものではないだろう、こういうふうに思ひますので、引き続きやはり政府の役割というのは大切だろうと思ひます。ひとつそのところをよろしくお願ひしたい。

それからもう一つ、これからの需給安定並びに経営安定を考えた場合、乳業メーカー方面の努力ということ、加工原料乳にしてもあるいはその他の乳製品の価格の安定等々を考えると、結果としてそれが生産者の経営安定につながるわけでありまして、やはり一方で、乳業メーカーの努力、改善というものが絶対に必要な条件になるのではないだろうか、私はこういうふうに思ひます。そういう面では、いろいろな課題があることは間違いないだろうと思ひますが、その辺の経営安定に向けての努力はどうするか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○城説明員 乳業メーカーにつきましては経営努力、経営改善を図る必要があるというの、まさに先生の御指摘のとおりでございます。現在、我が国の乳業メーカーの生産性というのは、諸外国に比べて極めて低くございまして、酪農経営の生産性格差に比べても、それを上回る生産性格差が乳業工場についてございます。

その理由といたしましては、基本的な問題といたしましては、一工場当たりの処理量が小さ過ぎるということが根本的な問題ではないかと思ひます。したがって、各メーカーごと、あるいは場合によっては農プラ、中小も含めまして、再編合理化をぜひとも図っていただきたいと思います。そのための支援措置を現在講じ

ているところでございますし、また、今回の新たな酪農・乳業対策を踏まえまして、今後、各地区ごとの具体的な再編合理化の計画を策定していただきまして、それに基づいた統合なり再編が進むことを私どもとしては期待しているし、そのような方向でぜひとも指導をしていきたい、このように思っております。

○前島委員 経営安定対策あるいはさまざまな内外の状況変化が生産者だけの負担にならないように、生産者だけにそれを求めるということにならないように、私は、乳業メーカーに対する指導というのはいちやんとやるべきであるという点だけはぜひ強調しておきたい、こういうふうに思います。

それから、具体的な制度の問題ですが、先ほどの議論を聞いていますと、もう黄色の政策を前提にしている、そういうふうに関係するわけなんです。それなら何でも不足払いを要するんだということもWTOとの関係から言えるのでありまして、やはり黄色の政策ということを前提にしながらやるということは、いずれどんな削減がいついて回る、こういうことなんでありまして、生産者の側から見れば不安は最後まで暮る、こういう結果になるわけでありまして、やはり、グリーンボックスという枠の中でこの不足払いにかわる新たな制度を考え出すべきである。正直言って、グリーンボックスの前提条件があつてなかなか難しいなというところは私もわからなくはないんですけれども、グリーンボックスの枠の中で新たな所得補償政策を考え出すべきだ、こういうふうに思いますが、その辺のところ、どうですか。

○城説明員 大変重要な指摘だ、そのように受けとめております。

現在牛乳につきましても、AMS、削減対象となつております総額は千五百三十三億円でございまして、このうち、乳製品の安定指標価格をもちまして価格支持いたしております部分が千五百一十一億円、直接支払い、不足払い等が三百八十二億円でございます。今回、私も加工原料乳並びに

乳製品につきましても、市場取引を導入するということをもちまして価格支持部分はAMSの計算からなくなる。そういたしますと、三百八十二億円程度のものがAMSとして残るということになります。

黄色の政策につきましても、先生十分御承知のように、これは決してやめると言われているわけではなくて、削減の方向で検討が進められている、一定の削減率がかかっているということでございます。私どもは、現在の千五百億円で三百数十億円になるということで、AMS問題につきましても、かなりの対外的交渉力を持つて次期交渉に臨むべきである、このように思っております。

ただ、いずれにいたしましても、次期交渉につきましても具体的な枠組みが固まっているわけでもございませんで、我が国の立場が受け入れられるかというのを重々考えまして、その時点においてまた、黄色なのか青なのか、あるいはそういう概念はないのかというのを十分検討させていただきます。

○前島委員 次期WTOの交渉に向けては、グリーンの政策、グリーンボックスの適用の幅でさえも縮めようという要求が出てくるのではないかと、こういうふうに言われていますね。ましてや黄色の政策について激しい削減要求というものが出てくることはもう予測されるわけですよ。

そういうことが想定される中で、農家、生産者の側からしてみれば、毎年毎年削減されるだろう、そのことを前提とした補償政策ということについて不安があることはわかり切っていることとして、それよりかはやはり緑の政策、グリーンボックスを前提とした補償政策、所得政策ということの方がより安全であるし安心である、またさらに発展につながるというところは間違いないわけでありまして、交渉事といえどもそれまでもかもしませんけれども、ぜひ、黄色の枠ではなくして、私はグリーンボックスのもとでの新しい所得補償政策を実現するように、そういう案を考え出すこと

をお願い申し上げまして、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○環境委員長 この際、増田敏男君外五名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による平成十一年度畜産物価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。増田敏男君。

○増田委員 自由民主党の増田敏男です。

私は、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、平成十一年度畜産物価格等に関する件の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

平成十一年度畜産物価格等に関する件
(案)
我が国の畜産を取り巻く最近の情勢は、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税の引下げ等による畜産物輸入の増大、担い手の減少・高齢化、畜産環境問題の発生等極めて厳しいものがある。

よって政府は、平成十一年度畜産物価格の決定に当たっては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国酪農・乳業の健全で持続的な発展を期する新たな酪農・乳業政策の展開に当たっては、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業の実現を図るため、酪農経営の安定及び所得の確保を図る等総合的な施策を講ずること。

二 加工原料乳保証価格については、酪農家が意欲を持って営農に取り組めるよう、生乳の再生産の確保を図ることを旨として決定すること。

こと。

また、加工原料乳限度数量については、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

三 牛肉・豚肉の安定価格については、再生産の確保を図ることを旨として、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。

また、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定を図ることを旨として決定し、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態に十分配慮し適正に決定するとともに、肉用子牛生産者補給金制度については、肉専用種以外の品種区分について乳用種と交雑種の分離を早急に検討するなど、円滑な運営に努めること。

四 飼料自給率の向上等を計画的に図るため、飼料作物の生産基盤の強化、生産コストの低減、品質の向上、草地畜産の振興等を図るとともに、配合飼料価格安定制度についてその適切な運用を図ること。

五 農業が有する自然循環機能が発揮され、農業の持続的発展が図られるよう新たな法制度の整備等に努め、家畜ふん尿処理施設の計画的整備、耕種農業との連携による堆肥利用の促進を図ること。

六 安全・良質で特色ある畜産物の供給を図るため、畜産物の生産・流通過程における衛生管理の徹底を図るとともに、食肉処理施設の再編整備、原産国表示の徹底を含めた表示の適正化を促進すること。

七 畜産業の安定的発展に資するため、国産畜産物の需要拡大、ヘルパー及びコントラクターの積極的活用、経営継承対策を含めた畜産経営に対する財政、金融、税制に係る支援の適切な運用等の諸施策を講ずること。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでありますので、説明は省略させていただきます。

とあるのは「漁船積荷再保険事業」とを加え、
「第三百三十八条の十五第一項」を「第三百三十八条の五第一項」に改め、「一年」との下に「、第三百三十八条の七の二第一項中「普通損害再保険」とあるのは「漁船積荷再保険」とを加える。

「第四章 漁船保険中央会及びその漁船船主責任再保険事業等」を「第四章 漁船保険中央会及びその普通損害再保険事業等」に改める。

「第二百七十七条中「漁船船主責任再保険再保険事業等」を「普通損害再保険事業等」に改める。

「第三百三十八条第一項中「第五号まで、第八号及び第十号から第十四号まで」を「第六号まで及び第八号から第十二号まで」に改める。

「第三百三十二条中第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 漁船積荷再保険再保険事業

「第三百三十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 普通損害再保険事業

「第三百三十三条第三項中「定款」を「保険約款」に改める。

「第三百三十三条の二第一項中「漁船船主責任再保険再保険事業等」を「普通損害再保険事業等」に改める。

「第三百三十三条の三」に「に」を「いすれかに」に改め、同条第四号中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

「第三百三十七条第二号中「漁船船主責任再保険再保険事業等」を「普通損害再保険事業等」に改める。

「第三百三十七条の三」中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

「第三百三十七条の四第一項中「漁船船主責任再保険及び漁船乗組船主責任再保険」を「普通損害、漁船船主責任再保険、漁船乗組船主責任再保険、漁船積荷再保険」に改め、同条第二項中「まだ経過しない期間」を「普通損害再保険、漁船船主責任再保険、漁船乗組船主責任再保険、漁船積荷再保険にあつては、まだ経過しない期間に対する再保険料を、満期保険にあつては、積立保険料のうち純再保険料及びまだ経過しない期間に対する付加再保険料並びに損害保険料に係る再保険料のうちまだ経過しない期間に改め、「再保険料」を「もの」に改める。

「第三百三十七条の五」中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

「若しくは払戻金の支払」を、「再保険料の額の下に「若しくは支払を受けることができる払戻金の額」を加え、「先だつて」を「先立つて」に改める。

「第三百三十七条の九」中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

「第三百三十八条の六」中「再保険料の払戻し」の下に「若しくは払戻金の支払」を、「再保険料の額の下に「若しくは支払を受けることができる払戻金の額」を加え、「先だつて」を「先立つて」に改める。

「第三百三十七条の九」中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

「第三百三十八条第二項中「第十五条第二項中」を「第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員会」とあるのは「定款作成委員会」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員会」とあるのは「定款作成委員会」と、同条第六項」を「第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員会」とあるのは「定款作成委員会」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」とに改め、同条第四項中「第三十一條の二第一項及び第三十八條第一項

中「定款」とあるのは「定款、再保険約款」とを削り、同条第七項中「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船乗組船主責任再保険再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険再保険事業、漁船乗組船主責任再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改め、同条第二項中「若しくは定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」と改め、「定款若しくは再保険約款」とあるのは「定款」に、「若しくはは定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」と読み替える」に改める。

「第二節 普通損害再保険事業等」を「第二節 普通損害再保険事業」に改める。

「第三百三十八条の二」中「漁船船主責任再保険事業及び漁船乗組船主責任再保険事業」を「普通損害再保険事業、漁船船主責任再保険事業、漁船乗組船主責任再保険事業及び漁船積荷再保険事業」に改める。

「第三百三十八条の三」中「漁船船主責任再保険又は漁船乗組船主責任再保険」を「普通損害再保険、漁船船主責任再保険、漁船乗組船主責任再保険又は漁船積荷再保険」に改め、同条第二項中「定款」を「保険約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同

「普通損害再保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害再保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

「第三百三十八条の四」に次の一号を加える。

五 漁船積荷再保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

「第三百三十八条の五第二項中「定款」を「保険約款」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同

「普通損害再保険に係る純再保険料率は、普通損害再保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害再保険の危険区分の属する普通損害再保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間に於ける各年の組合ごと及び普通損害再保険のトン数区分ごとの普通損害再保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害再保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害再保険のトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間に於ける各年のすべての組合の普通損害再保険のトン数区分ごとの普通損害再保険に係る危険率（その各危険率のうち天災危険率中、同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定される普通損害再保険のトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに普通損害再保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として普通損害再保険の危険区分ごとに定める一定率

普通損害再保険に係る純再保険料率は、普通損害再保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害再保険の危険区分の属する普通損害再保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間に於ける各年の組合ごと及び普通損害再保険のトン数区分ごとの普通損害再保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害再保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害再保険のトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間に於ける各年のすべての組合の普通損害再保険のトン数区分ごとの普通損害再保険に係る危険率（その各危険率のうち天災危険率中、同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定される普通損害再保険のトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに普通損害再保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として普通損害再保険の危険区分ごとに定める一定率

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

普通損害再保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害再保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於いて適用されている当該組合の普通損害再保険に係る純再保険料率に、普通損害再保険のトン数区分その他第三百三十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

險に对应するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される事とする。

第百三十八条の十六の見出しを「再保険料の払戻し」に改め、同条第一項中「(第百十三条の十六

合を含む）、第百十三条の十六第一項若しくは第二項又は第百二十六条の四第二項において準用する第百二十条第三項を削り、「組合員に」の下に「特殊保険の」を加え、「又は払戻金の支払」を削

り、同条第二項中「漁船主責任保険に係る再保険につき」を削る。

第百三十八条の十八各号を次のように改める。

一 特殊保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金

二 普通保険再保險事業、漁船船主責任保險再保險事業又は漁船積荷保險再保險事業に係るものにあつては、これらの再保險事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保險に於

つては、てん補区分)ことに、中央会が同一年度再保険関係につき支払うべき再保険金の合計額のうち、当該同一年度再保険関係に係る中央会責任総再保険金額を超える部分の金額に相当する金額

第百十八條の十九第 一項中「漁船保險若しくは漁船積荷保險の保險關係又は漁船船舶主責任保險を〔特殊保險の保險關係又は普通保險、漁船船舶主責任保險若しくは漁船積荷保險〕に改め、同条第二項中「漁船保險又は漁船積荷保險」を〔特殊保

險事業を「普通保険再保險事業、漁船舶主責任保險再保險」に改め、同条第三項中「漁船舶主責任保險再保險」に改め、
險再保險事業又は漁船積荷保險再保險事業」に改める。

第三百三十八條の二十第一項中「權利」の下に「（特

中「及び第百二十六条の六」を削り、「權利」の下に
 「特殊保険に係るものに限る。」を加える。
 第百三十八条の二十一第一項中「てん補区分ご

とに「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれ再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分ごと）に改め、「係属同一年度再保険関係につき」の下に「第百三十八条の十の二第三項若しくは第四項の規定又はを加える。」

第百三十八条の二十二中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第百三十八条の二十三中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船保険」を「特殊保険」に、「定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」を「保険約款」とあるのは「保険約款若しくは再保険約款」に改める。

第百三十九条第一項第一号中「第百三十八条の十五第一項第一号」を「第百三十八条の五第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第百三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除くてん補区分に係る対象漁船の保険金額に当該漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率（第百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第百十三号の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう）を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第百四十三号（見出しを含む。）中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六章の二 雑則

(任意保険事業)

第百四十三号の二 組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行うことができる。

(任意保険の定義)

第百四十三号の三 この法律において「任意保険」

とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

一 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害

二 漁船の航行する水域においてスポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（政令で定めるものに限る。）の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき船舶を使用する者をいう。以下この章において同じ。）の当該船舶の運航に伴つて生じた次に掲げる損害

イ 漁船その他の船舶又はその積荷の損害その他の政令で定める損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害

ロ 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用（捜索又は救助を行う漁船その他の船舶の運航に伴つて生じたものに限る。）で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害

(任意保険事業に係る保険約款)

第百四十三号の四 組合が任意保険事業を行う場合には、任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 任意保険事業の細目に関する事項
- 二 任意保険事業の保険金額に関する事項
- 三 任意保険事業の保険料率に関する事項
- 四 任意保険事業の保険責任に関する事項
- 五 任意保険事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

事項

第百四十三号の五 組合は、任意保険事業に係る保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険事業に係る保険約款については、第百四十四号の二第一項及び第二項の規定を準用す

る。この場合において、第四十四号の二第一項中「保険約款の変更」とあるのは「任意保険事業に係る保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険事業を行う組合)

第百四十三号の六 任意保険事業を行う組合についての第三十一号の二第一項、第三十八号第一項、第四十号第二項、第五十一号、第八十五号及び第八十六号の規定の適用については、これらの規定（第五十一号及び第八十六号第二項を除く。）中「保険約款」とあるのは「保険約款（任意保険事業に係る保険約款を含む。）」と、第五十一号第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並びに当該組合に係る任意保険の保険契約」と、同条第二項中「満期保険を除く。」とあるのは「満期保険を除く。」及び任意保険と、第八十六号第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険事業に係るものを除く。）とする。」とする。

(被保険者たる資格)

第百四十三号の七 任意保険の被保険者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 第百四十三号の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、漁獲物又はその製品の所有者

二 第百四十三号の三第二号に掲げる損害に係るものにあつては、小型の船舶の所有者又は使用者

(組合のてん補責任)

第百四十三号の八 組合は、任意保険に係る第百四十三号の三各号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第百四十三号の九 次の場合には、組合は、任意保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

一 事故が、法令に違反して、第百四十三号の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る漁船以外の船舶、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険

に係る小型の船舶を運航した場合に生じたとき。

二 任意保険事業に係る保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。

三 保険契約者又は被保険者が、第百四十三号の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る漁船以外の船舶若しくはその運航又は当該保険の目的たる漁獲物及びその製品、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶若しくはその運航につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。

四 保険契約者又は被保険者が、第百四十三号の三第一項において準用する第九十七号の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第百四十三号の三第一項において準用する第九十八号第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

六 保険契約者又は被保険者が、第百四十三号の三第一項において準用する第九十九号の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(保険金額の最高額の制限)

第百四十三号の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該金額を超えてはならない。

(任意保険事業についての準用)

第百四十三号の十一 任意保険事業については、第八十九号から第九十二号まで、第九十三号第一項、第九十四号、第九十六号から第九十九号まで、第百一条から第百三条まで、第百六条及

び第七百七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説書等は、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、任意保険事業については、第三章第二節、第四節及び第五節の規定のうち政令で定めるものを、政令で定めるところにより準用する。

3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで（損害保険の総則）、第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百三十七條第一項及び第二項並びに第八百三十八條から第八百四十一條まで（保険交付）の規定を準用する。

4 第四百四十三条の三第二号に掲げる損害に係る任意保険事業にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）の規定を準用する。

（任意保険に係る事業を行う中央会）

第四百四十三条の十二 中央会は、第三百三十二條に掲げる事業のほか、定款の定めるところより、次の事業を行うものとする。

- 一 任意保険の保険料率の算出
 - 二 任意保険に係る事故及び損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成
 - 三 会員たる組合の委託によつてする任意保険の引受のための漁船その他の船舶の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査
 - 四 任意保険の普及宣伝
 - 五 その他任意保険事業の健全な発達を図るための調査、指導及び助成
 - 六 任意保険再保険事業
 - 七 前各号の事業に附帯する事業
- 2 任意保険の保険料率については、第三百三十三條の規定を準用する。
- （再保険者）
- 第四百四十三条の十三 中央会は、組合が任意保険

事業によつて被保険者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

（任意保険再保険事業に係る再保険約款）

第四百四十三条の十四 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 任意保険再保険事業の細目に関する事項
- 二 任意保険再保険事業の再保険金額に関する事項
- 三 任意保険再保険事業の再保険料に関する事項
- 四 任意保険再保険事業の再保険責任に関する事項
- 五 任意保険再保険事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

第四百四十三条の十五 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険再保険事業に係る再保険約款については、第三百三十三條の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三條の二第一項の再保険約款の変更」とあるのは、「任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定又は変更」と読み替へるものとする。

（任意保険再保険事業を行う中央会）

第四百四十三条の十六 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十七條の三から第三百三十七條の五まで、第三百三十七條の六第一項及び第三百三十七條の九の規定の適用については、第三百三十七條の三中「又は漁船積荷再保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷再保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第三百三十七條の五中「又は漁船積荷再保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷再保険再保険事業又は任意保険再保険

事業」と、第三百三十七條の六第一項中「第三百三十八條の六」とあるのは「第三百三十八條の六（第四百四十三條の十八において準用する場合を含む。）」と、「第三百三十八條の七」とあるのは「第三百三十八條の七（第四百四十三條の十八において準用する場合を含む。）」と、第三百三十七條の九中「又は漁船積荷再保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷再保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、「再保険約款」とあるのは「再保険約款（任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。）」とする。

第四百四十三條の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十八條第四項において準用する第三十一條の二第一項、第三十八條第一項及び第四十條第二項並びに第三百三十八條第七項において準用する第八十五條及び第八十六條の規定の適用については、これらの規定（第三百三十八條第七項で準用する第八十六條第二項を除く。）中「保険約款」とあるのは「再保険約款（任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。）」と、第三百三十八條第七項で準用する第八十六條第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険再保険事業に係るものを除く。）」とする。

（任意保険再保険事業についての準用）

第四百四十三條の十八 任意保険再保険事業については、第六百六條、第六百七條、第三百三十八條の三、第三百三十八條の六から第三百三十八條の十まで、第三百三十八條の十二（第四百四十三條の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。）及び第四百四十三條の十並びに商法第六百四十六條、第六百六十二條及び第六百六十三條（損害保険の総則）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的説書等は、政令で定める。

第四百四十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「その目的でない事業をしたとき」を「この法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき」に改め、同条第十四号中「第四百四十三條の下に（第四百四十三條の十一第一項において準用する場合を含む。）」を、同条第十六号中「第四百三十八條の十一の下に」、第四百四十三條の十一第一項及び第四百四十三條の十八を加える。

第四百四十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第七項中「漁船船主責任再保険再保険事業等」を「普通再保険再保険事業等」と、「漁船船主責任再保険再保険事業又は漁船船主責任再保険再保険事業」を「普通再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業、漁船乗組船主再保険再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。

附則第八項中「第四百四十五條第三号」を「第四百四十五條」に改め、「同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業（中央会にあつては、附則第五項に規定する漁船船主責任再保険補完再保険事業又は漁船積荷再保険補完再保険事業を含む。）」以外の事業」とを削り、「第三百三十八條の十一」を「及び第四百四十三條の十八」に、「第三百三十八條の十一及び附則第七項」を、「第四百四十三條の十八及び附則第七項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行に伴う漁船保険組合の定款の変更及び保険約款及び任意保険事業に係る保険約款の設定並びに漁船保険中央会の定款の変更、再保険約款の設定又は変更及び任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三条 この法律の施行の際現に存する普通再保険及び漁船積荷再保険についての保険関係に係る再保険関係並びに漁船船主責任再保険の保険関係に基づき支払うべき保険料に係る負担金については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

第一類第八号 農林水産委員会議案第七号 平成十一年三月十八日

則の適用については、なお従前の例による。

(漁船保険中央会に対する交付金の交付)

第五条 政府は、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、漁船保険中央会に対し、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金の一部として、平成十一年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、十三億千六百四十二万二千円を限り、交付金を交付する。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計の一部改正)

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第三条中「普通保険」を「普通保険再保険事業」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第三条ノ四中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

附則に次の一項を加える。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第五ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「組合が保険料を受け取つたとき」を「事業主が第五条に規定する申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて」に改め、同条二項を次のように改める。

2 組合との間に給与保険契約が成立した事業主は、当該保険契約に係る保険期間の開始日

の前日までに、組合に保険料を支払わなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

3 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険契約は、その効力を失う。

第三十五条中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険又は漁船乗組員主保険」を「普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組員主保険又は漁船積荷保険」に、「定款」を「保険約款」に、「漁船保険又は漁船積荷保険」を「特殊保険」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第四条第三十一号中「及び漁船乗組員主保険」を、「漁船乗組員主保険及び任意保険」に改める。

第五条第七十号中「漁船保険」を「普通保険再保険事業、特殊保険」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業」に改める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

持続的養殖生産確保法案

持続的養殖生産確保法

(目的)

第一条 この法律は、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疫病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「養殖漁場の改善」とは、餌料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動植物の生育に支障が生じ、又は生ずるおそれのある養殖漁場において、これらの物質の発生を減少又は水底へのたい積の防止を図り、並びに養殖水産動植物の伝染性疫病の発生及びまん延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより、養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適する状態に回復し、又は維持することをいう。

2 この法律において「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疫病であつて、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「持続的な養殖生産の確保」とは、養殖漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図り、あわせて特定疾病のまん延を防止し、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能とすることをいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 養殖漁場の改善の目標に関する事項
- 二 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るための措置並びにこれに必要な施設

の整備に関する事項

三 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るための体制の整備に関する事項

四 その他養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(漁場改善計画の認定)

第四条 漁業協同組合その他の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する区画漁業権(これを目的とする入漁権を含む。)を有する者(以下「漁業協同組合等」という。)は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画(以下「漁場改善計画」という。)を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事(漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあつては、当該水域を最も広くその管轄する水域に含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第三百三十六

条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあつては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。)の認定を受けることができる。

2 漁場改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

二 養殖漁場の改善の目標

三 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

四 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

五 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 漁場改善計画の内容が基本方針に適合するものであること。

二 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。

三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画を認定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

（漁場改善計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等（以下「認定漁業協同組合等」という。）は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定に係る漁場改善計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定漁場改善計画」という。）に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

（水産業協同組合の特例）

第六条 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会（総代会を含む。）で、第四條第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則（漁業法第八條第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。）の変更（同項に規定する漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項の変更を

除く。次項において同じ。）の議決を行おうとする場合において、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する組合員（以下「特定組合員」という。）の三分の二以上の書面による同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十條（同法第五十二條第六項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同法第五十條の規定による議決によることを要しないものとする。

2 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会（総代会を含む。）で、第四條第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するように行う前項に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の議決を行おうとする場合において、特定組合員を直接又は間接の構成員とする組合員たる漁業協同組合（以下「特定組合員所属組合」という。）のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二條第三項において準用する同法第五十條（同法第九十二條第三項において準用する同法第五十二條第六項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同法第五十條の規定による議決によることを要しないものとする。

3 第一項の規定は、認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会の特定組合員所属組合について準用する。

（勧告等）

第七条 都道府県知事（漁業法第三十六條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣。以下同じ。）は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成を

の他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四條第一項又は第三項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四條第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会（同法第八條第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会）の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同法第三十四條第二項及び第三十七條第四項の規定を準用する。

（特定疾病のまん延の防止）

第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかつている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかつている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却又は埋却を命ずること。

三 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する

者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（損失の補償）

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第三十六條の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、同以下同じ。）を被告とする。

（立入検査等）

第十条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取を

する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴取)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疫病を予防するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(特定疫病等の発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、特定疫病又は新疾病(既に知られている伝染性疫病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疫病をいう。以下同じ。)が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち養殖水産動植物の伝染性疫病の予防に係るものを行わせるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疫病に識見を有する者のうちから、魚類防疫協力員を委嘱することができる。

3 魚類防疫協力員は、養殖水産動植物の伝染性疫病の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を行う。

(試験研究等の推進)

第十四条 農林水産大臣は、第十二条の規定による届出を受けた新疾病その他の養殖水産動植物の伝染性疫病の予防のために必要な試験研究及び情報収集を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 都道府県知事は、基本方針に即し、漁業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第二項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者

二 第十条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十三条まで及び第十七条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

る。

理 由

最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疫病のまん延の防止のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。